

光市高齢者保健福祉計画及び 第7期介護保険事業計画

『住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～』の実現に向けて

平成30年2月
光市

『住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～』の実現に向けて



『住み慣れたまちで自分らしく生きる』

これは、誰もが望むことですが、少子高齢化や核家族化の進行、さらには、地域における人間関係の希薄化など、様々な課題・問題が山積する中で、なかなか実現が困難な地域社会となっています。とりわけ、高齢者を取り巻く環境は、報道等で注目される「2025年問題」、いわゆる団塊の世代の方がすべて後期高齢者になる平成37年には、私たちの社会がさらに大きく様変わりすることが不安視されています。

一方、本市は、介護保険における要介護認定率が15.3%と全国的にも低く、また、平均寿命と健康で活動的に暮らせる期間を示す健康寿命の差が県内13市で最も少ない、元気な高齢者が多いまちであります。

本計画の策定にあたっては、こうした本市の強みを、現在進めている「地域包括ケアシステム」に反映させるため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会をはじめ、議会、並びに関係者の皆さんから貴重なご意見・ご提案をいただくことができました。

関係各位に、心から感謝を申し上げます。

本計画では、「つながり」と「場づくり」をキーワードとして掲げていますが、私たちが今なすべきことは、元気な高齢者が多いこのまちで、皆様が対話し、有機的につながり、集いの場を各地域で展開していくことだと考えておりますので、多くの皆様とともに進めてきた、これまでの互助や共助の取組みを改めてふりかえり、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて紡ぎ直してまいります。また、こうした取組みの推進が、国が示す本計画の重要なポイントである「自立支援・重度化防止」に自ずと繋がるものと確信しています。

どうぞ皆さん、「つながり」と「場づくり」について改めて考え、高齢者にやさしい「わ」のまちひかりの実現に向けて、ともに歩んでいきましょう。

平成30年3月

光市長 市川 熙

～目 次～

第1章 計画策定の趣旨	P 1
1 計画策定の背景	・・・ P 2
2 計画の位置付け	・・・ P 5
3 計画期間と目標	・・・ P 6
4 計画策定のための体制	・・・ P 7
5 日常生活圏域の設定	・・・ P 8
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題	P 9
1 高齢者の状況	・・・ P 10
2 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査	・・・ P 16
3 課題の整理	・・・ P 25
第3章 計画の基本的な考え方	P27
1 計画の将来像	・・・ P 28
2 2025 年に向けたキーワード	・・・ P 28
3 2025 年へのアプローチ	・・・ P 29
4 本市の地域包括ケアシステム	・・・ P 30
第4章 基本施策	P31
施策の柱1 地域生活支援プログラム ～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～	・・・ P 32
施策の柱2 認知症サポートプログラム ～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～	・・・ P 46
施策の柱3 生きがい実感プログラム ～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～	・・・ P 56
第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料	P65
1 介護保険制度改正の主な内容について	・・・ P 66
2 介護保険サービスの利用の見込み	・・・ P 70
3 介護保険事業費の見込み	・・・ P 75
4 第7期の介護保険料	・・・ P 85
5 2025年の介護保険サービスと保険料の見込み	・・・ P 91
第6章 計画の推進	P93
1 市民参加の促進	・・・ P 94
2 連携体制の強化	・・・ P 95
3 計画の進行管理	・・・ P 96
(参考) 介護保険サービスの解説	P97
1 介護保険サービスの解説	・・・ P 98
2 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況等	・・・ P101
3 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱	・・・ P102
4 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿	・・・ P103

第1章

計画策定の趣旨

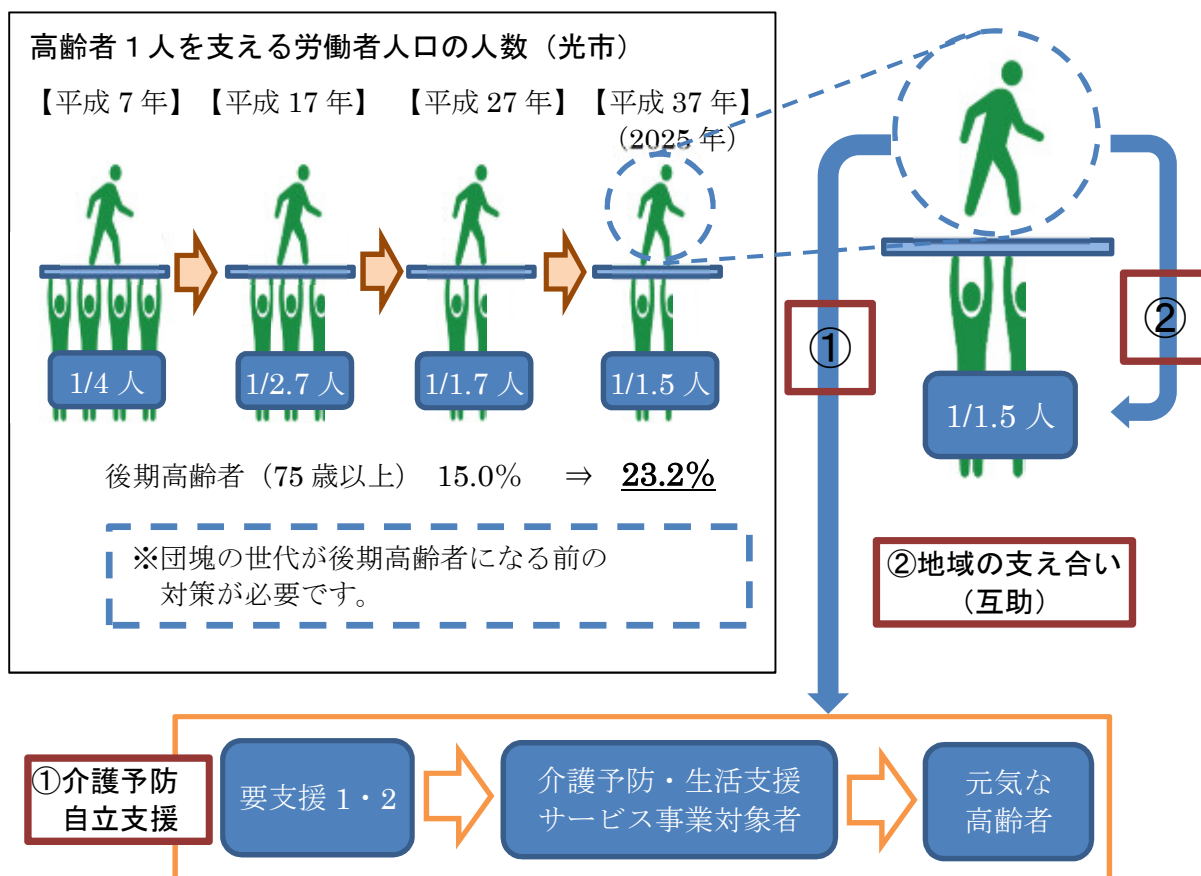
- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間と目標
- 4 計画策定のための体制
- 5 日常生活圏域の設定

1 計画策定の背景

(1) 高齢化の状況とこれまでの取組み

●我が国の高齢化は急速に進行し、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、国民の5人に1人が75歳以上になると予測されています。また、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるとなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれます。

●一方、本市の高齢化率は34.4%（平成29年度）で、国よりも10年以上早いペースで進んでいます。こうした高齢化の進展にいち早く対応するため、平成24年度を「地域包括ケア元年」と捉え、第5期計画では「医療介護連携システム」の構築に向けた取組みを、また、第6期計画では、地域が支える地域包括ケアの視点から、「生活支援体制整備事業」や「介護支援ボランティアポイント事業」など、「高齢者支援システム」の構築に向けた取組みを行っています。



※基準日：平成25～29年（住民基本台帳 各年10月1日）
：平成37年（推計値：コーホート変化率法）

(2) 国の動向と第7期計画の重点目標

●こうした中、国において6月2日に公布した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」では、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定するなど、今年度策定する第7期計画は、自治体独自の政策の反映など、これまで以上に保険者機能が問われることとなっています。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
～主な内容～ （平成29年法律第52号）

◆**地域包括ケアシステムの深化・推進**

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

保険者が地域の課題をデータ分析して介護予防・重度化防止等に取り組み、その達成状況を公表するとともに、結果に応じた財政的なインセンティブが設けられる。

②医療・介護の連携の推進

ア 2025年には、医療における機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合の病床数：152万床程度

イ 2025年の目指すべき姿を119万床程度とし、残りの33.7万床は介護や在宅医療等に対応するため、医療・介護の連携を推進するもの。

（例）要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する施設として、介護医療院を創設する。

③地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

ア 地域福祉推進の方向性として、介護、障害、子育て支援、福祉といった縦割りではなく、地域住民が抱える多様で複合的な課題を包括的に支援する体制を市町村で整備する。

（例）高齢の親と無職独身50代の子どもの同居

育児と介護に同時に直面する世帯 等

イ 共生型サービスの創設…高齢者と障害児・者が同一の事業者でサービスを受けられるようにする。

◆**介護保険制度の持続可能性の確保**

①所得の高い層の負担割合を3割とする（平成30年8月施行）

②介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分から適用）

●国の動向等を踏まえ、本市としては、第6期計画で掲げた「幸せ実感プロジェクト」の3つのプログラムを施策の柱として位置付け、以下の2つの視点をキーワードに、これまでの取組みをさらに深化・推進していきます。

①「つながり」

地域と行政の対話を深め、各地域の特色に応じた「生活支援体制」の推進や、実行力のある情報連携ツール、地域ケア会議等により、医療・介護間における多職種連携を強化していきます。

②「場づくり」

高齢者の憩いの場である「ふれあい・いきいきサロン」の推進や、介護が必要な高齢者の介護者家族の交流・支援を進める「認知症カフェ」など、地域の団体や介護サービス事業所等を巻き込んだ「場づくり」を展開していきます。

●以上を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、**地域包括ケアシステムの深化・推進を重点目標**とした「光市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」にあたる法定計画となります。
- また、双方の法で、両計画の一体的な作成が規定されていることから、本計画を策定するものです。

計画	計画の目的	根拠
高齢者保健福祉計画	高齢者の介護保険以外のサービスや生きがいがいづくりなど、地域における福祉水準の向上を目指す計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保等、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定めた計画	介護保険法第117条

- また、「光市総合計画」を上位計画とし、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」の理念に沿いながら、計画を策定します。

「光市総合計画」

第2次光市総合計画において、特に重点的かつ戦略的に取り組むべき政策を「光・未来創生プロジェクト」として位置付け、そのひとつとして「やすらぐ光！新光総合病院建設と生涯健康プロジェクト」を掲げています。

このプロジェクトの戦略的取組みのひとつとして「地域包括ケアシステムの構築・発展」を掲げており、本計画では、高齢者支援システムや介護予防・認知症対策の促進などの取組みを計画に位置付け、本市の特色を生かした地域包括ケアシステムの構築・発展を図るものです。

「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」

地域福祉計画では、「自助・互助・共助・公助」について、以下のとおり定義しており、本計画では、この定義に基づき、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくり等を推進するものです。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケア）など
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

（参考）平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書）

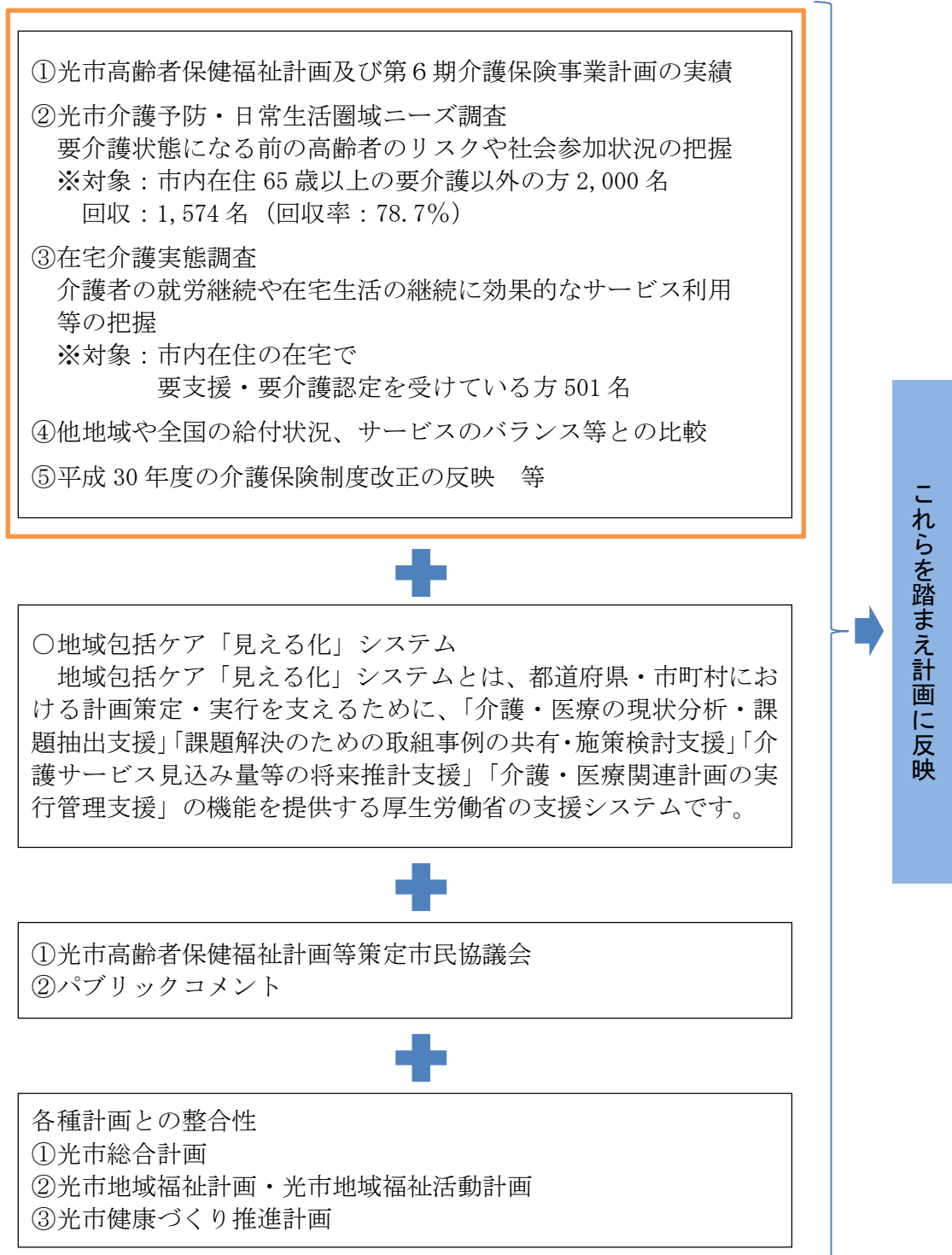
3 計画期間と目標

- 平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間を計画期間とします。
- 第 6 期計画では、第 5 期計画で定めた「10 年後の光市」として、第 7 期計画終了時点である 2020 年に目標設定し策定しています。
- 一方、この度の国の法改正では、「医療・介護の連携の推進」や「地域共生社会の実現に向けた取組みの推進」など、地域包括ケアを深化・推進するための中長期的な取組みとなる基本方針が示されたところです。
- これを受け、本計画では、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年に目標設定を修正しています。
- 介護サービスの充実や高齢者を支える互助の取組みを更に進めるため、第 7 期計画では地域包括ケアシステムの深化・推進を重点目標とします。
- 平成 30 年度は、県が策定する医療計画との同時見直しとなるため、両計画の整合性を持ち、医療と介護の連携を強化していきます。

H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
(長期) 展望													
第 5 期 ※地域包括ケア元年			2025 年 の 光 市 の 姿										
第 6 期													
						改定		第 7 期 ※地域包括ケアの 深化・推進 ※医療と介護の 連携強化		第 8 期			

4 計画策定のための体制

●本計画は、制度改正などの動向や現計画の実績、各種計画との整合性を図るとともに、市民協議会やニーズ調査、実態調査、パブリックコメントにより市民の意見等を反映しながら策定しました。



5 日常生活圏域の設定

- 「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活ごとの圏域に区分けを行ったものです。
- 本市では、こうした状況等を踏まえ、高齢者が地域におけるサービス利用体系をより理解し易く、連携の取りやすい環境にするため、第 6 期計画に引き続き、4 つの圏域を日常生活圏域として定めます。



【圏域ごとの人口】

(基準日：平成 29 年 10 月 1 日)

区分	人口	高齢者人口	高齢化率
浅江地区	14,890 人	5,011 人	33.7%
島田・上島田・三井・周防地区	13,800 人	4,459 人	32.3%
光井・室積地区	16,314 人	5,544 人	34.0%
大和地域	6,902 人	2,856 人	41.4%
合計	51,906 人	17,870 人	34.4%

第2章

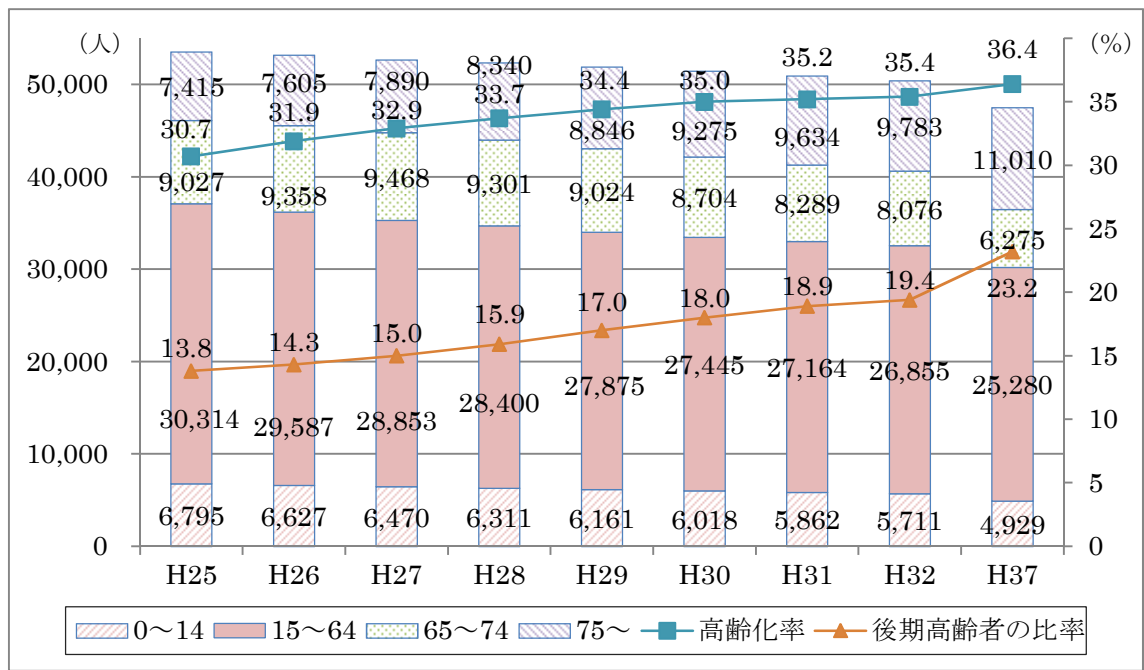
高齢者等を取り巻く 現状と課題

- 1 高齢者の状況
- 2 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査
- 3 課題の整理

1 高齢者の状況

(1) 高齢化の推移

- 本市における総人口は、平成25年度以降減少傾向にあります。
- 高齢者人口は、平成30年度の17,979人をピークに減少する予測ですが、後期高齢者数は、平成37年度が11,010人と最も多く、高齢化率も36.4%まで上昇することが見込まれます。



(単位：人)

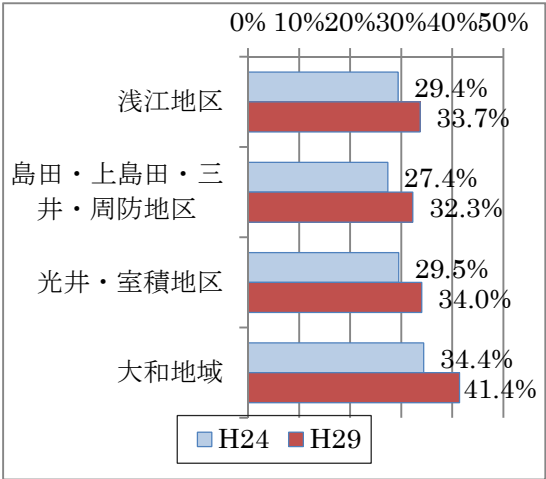
区分/年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
総人口	53,551	53,177	52,681	52,352	51,906	51,442	50,949	50,425	47,494
0～14	6,795	6,627	6,470	6,311	6,161	6,018	5,862	5,711	4,929
15～64	30,314	29,587	28,853	28,400	27,875	27,445	27,164	26,855	25,280
65以上	16,442	16,963	17,358	17,641	17,870	17,979	17,923	17,859	17,285
(高齢化率)	30.7%	31.9%	32.9%	33.7%	34.4%	35.0%	35.2%	35.4%	36.4%
65～74	9,027	9,358	9,468	9,301	9,024	8,704	8,289	8,076	6,275
	16.9%	17.6%	18.0%	17.8%	17.4%	16.9%	16.3%	16.0%	13.2%
75～	7,415	7,605	7,890	8,340	8,846	9,275	9,634	9,783	11,010
	13.8%	14.3%	15.0%	15.9%	17.0%	18.0%	18.9%	19.4%	23.2%

※基準日：平成25～29年（住民基本台帳 各年10月1日）
：平成30～37年（推計値：コーホート変化率法）

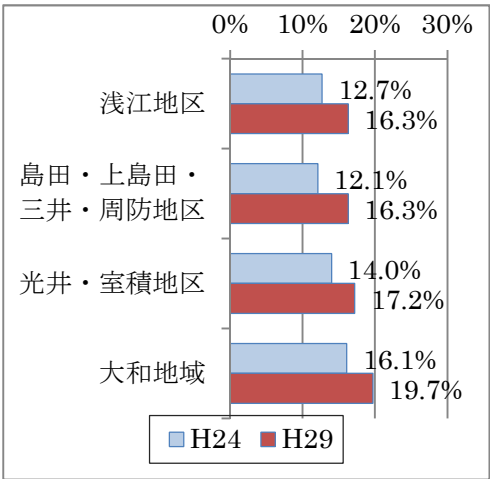
(2) 日常生活圏域別高齢者人口

- 日常生活圏域ごとの高齢化率については、大和地域が41.4%と高くなっています。
- この5年間で、いずれの圏域でも高齢化が進んでいますが、特に大和地域では、7ポイント上昇しています。
- 75歳以上（後期高齢者）の割合も、大和地域が一番高くなっていますが、上昇率については、島田・上島田・三井・周防地区が4.2ポイントと特に上昇しています。

【65歳以上】



【75歳以上】



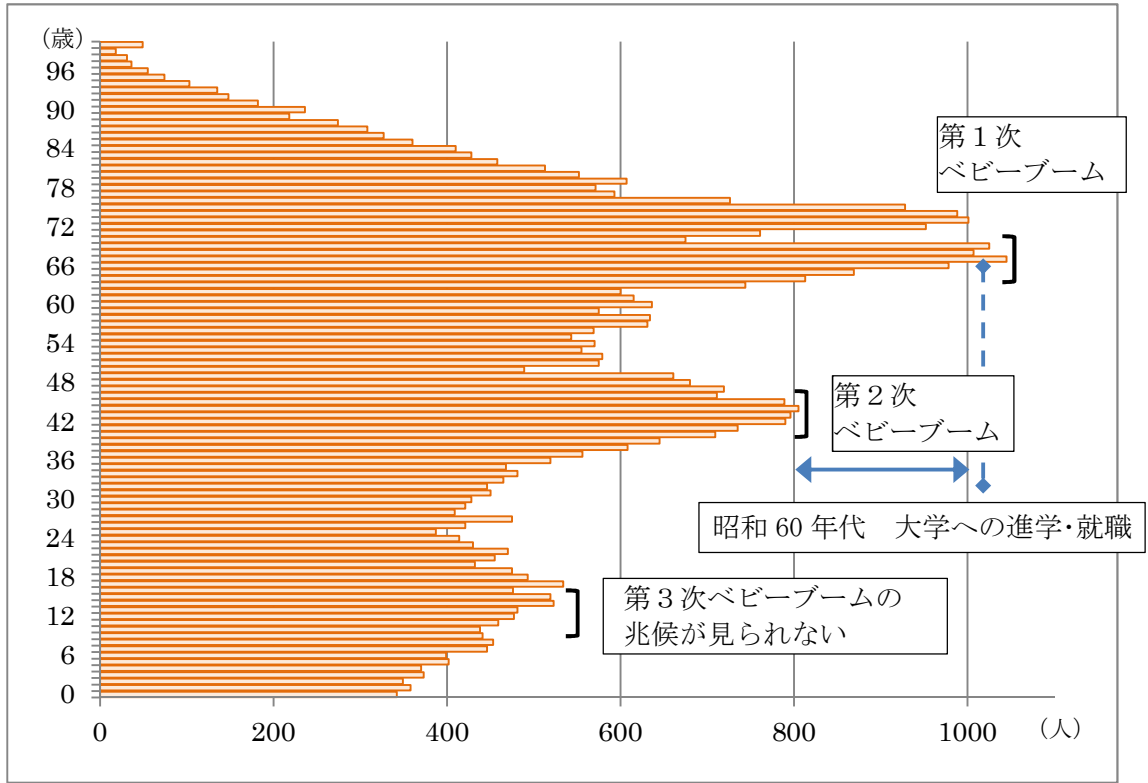
区分	人口(人)	高齢者人口(人)			高齢化率(%)		
			前 期 高齢者	後 期 高齢者		前 期 高齢化率	後 期 高齢化率
浅江地区	14,890人	5,011人	2,577人	2,434人	33.7%	17.3%	16.3%
島田・上島田・三井・周防地区	13,800人	4,459人	2,215人	2,244人	32.3%	16.1%	16.3%
光井・室積地区	16,314人	5,544人	2,738人	2,806人	34.0%	16.8%	17.2%
大和地域	6,902人	2,856人	1,494人	1,362人	41.4%	21.6%	19.7%
合計	51,906人	17,870人	9,024人	8,846人	34.4%	17.4%	17.0%

(基準日：平成29年10月1日住民基本台帳)

(3) 2025 年問題

● 2つの山の膨らみが見られるものの、第2次ベビーブーム世代による2つ目の山が低くなっています。これは、昭和60年代に大学等への進学や就職等で市外に転出した影響が現在に至っている要因でもあり、また、この世代による第3次ベビーブームの兆候が見られないことから、少子高齢化が一段と進行していることが見受けられます。

【年齢別人口】 (基準日:平成29年10月1日住民基本台帳)



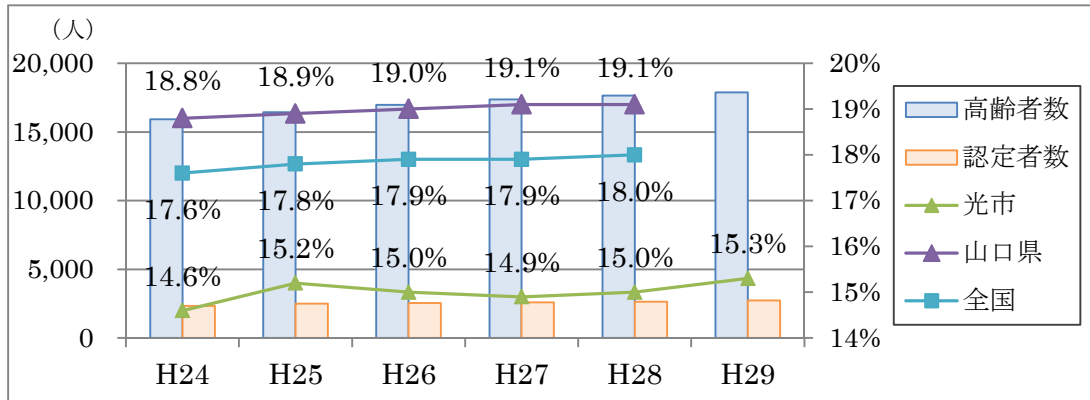
【人口の変化がもたらす暮らしへの影響】

家族・地域	・核家族化の進行で家族間の支えあい機能の低下 ・地域の行事や伝統をつなぐ後継者不足
買い物	・地域の店舗が減少し、日常の買物が困難に
家	・空き家が増加し、防犯上や景観上の問題に
交通	・ガソリンスタンドの減少 ・バスや鉄道などの減便や廃線
子育て・教育	・保育園、幼稚園、学校の減少や廃止 ・学校行事や部活動などの実施が困難に ・地域の子育て機能の低下
医療・介護	・医師や介護職員などの担い手の不足 ・高齢化による医療・介護ニーズの増大

(4) 要介護認定の状況

- 光市の「認定率」は、全国や県よりも低い比率で推移しています。
- 「要介護（要支援）認定者」について、平成24年度から平成29年度の伸率は、「要支援2（1.36倍）」「要支援1（1.24倍）」と増加しており、今後、高齢化（とりわけ後期高齢者の比率が上がる）の進展により、重度化が想定されます。

ア 認定率の比較



区分/年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者数		15,916人	16,442人	16,963人	17,358人	17,641人	17,870人
認定者数		2,331人	2,505人	2,544人	2,586人	2,650人	2,726人
認定率	光市	14.6%	15.2%	15.0%	14.9%	15.0%	15.3%
	山口県	18.8%	18.9%	19.0%	19.1%	19.1%	-
	全国	17.6%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	-

(基準日：平成29年10月1日住民基本台帳)

イ 要介護（要支援）認定者の推移

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
要支援1	267人	302人	292人	302人	338人	332人
要支援2	301人	338人	339人	386人	406人	410人
小計	568人	640人	631人	688人	744人	742人
要介護1	530人	608人	631人	642人	644人	651人
要介護2	359人	388人	396人	394人	390人	414人
要介護3	303人	301人	306人	306人	327人	371人
要介護4	290人	281人	309人	301人	292人	325人
要介護5	281人	287人	271人	255人	253人	223人
小計	1,763人	1,865人	1,913人	1,898人	1,906人	1,984人
合計	2,331人	2,505人	2,544人	2,586人	2,650人	2,726人
1号被保険者数	15,916人	16,442人	16,963人	17,358人	17,641人	17,870人
認定率	14.6%	15.2%	15.0%	14.9%	15.0%	15.3%
2号被保険者	42人	48人	37人	43人	47人	52人
総合計	2,373人	2,553人	2,581人	2,629人	2,697人	2,778人

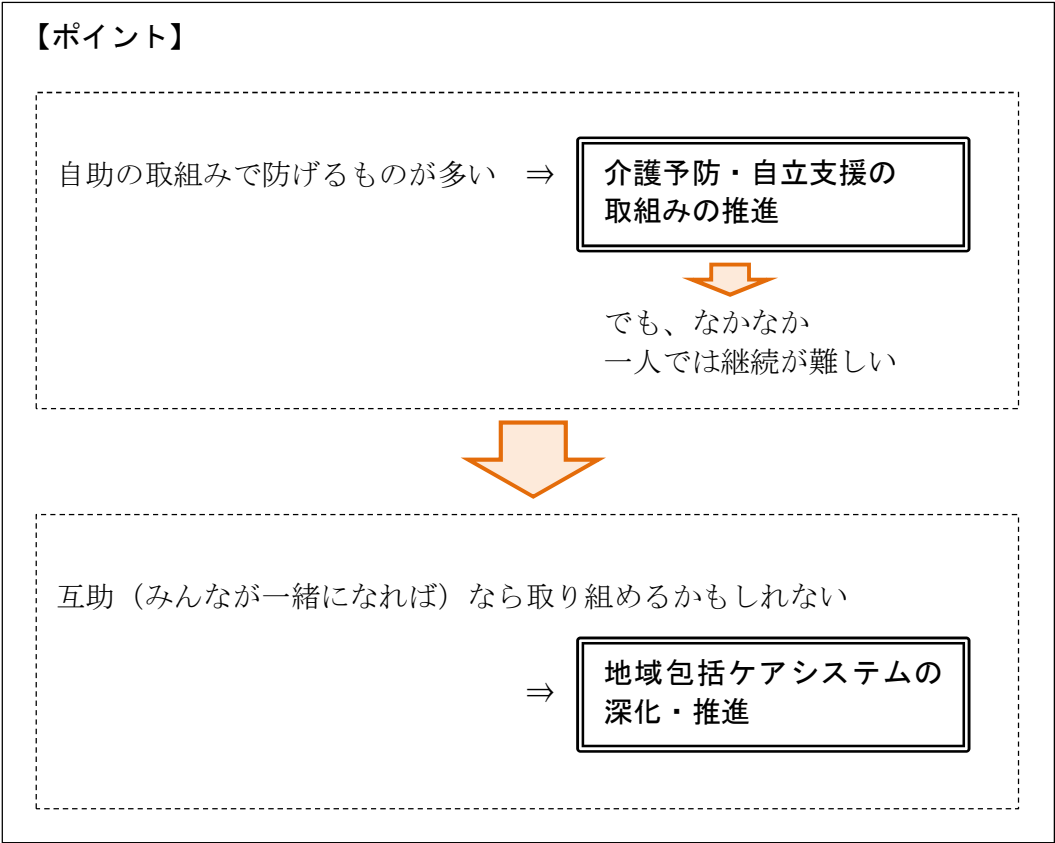
(基準日：各年10月1日)

(5) 要支援者・要介護者の主傷病の状況

- 新規に要支援・要介護の認定を受けた方の原因疾患のうち、「脳血管疾患」については、生活習慣病が影響することも多く、「転倒・骨折」についても、食生活や普段の適度な運動等により防げる可能性のある疾患といえます。
- 一方、「認知症」については、新規要介護者男女ともに第1位となっており、認知症予防対策や認知症になった後の支援のあり方が重要となっています。

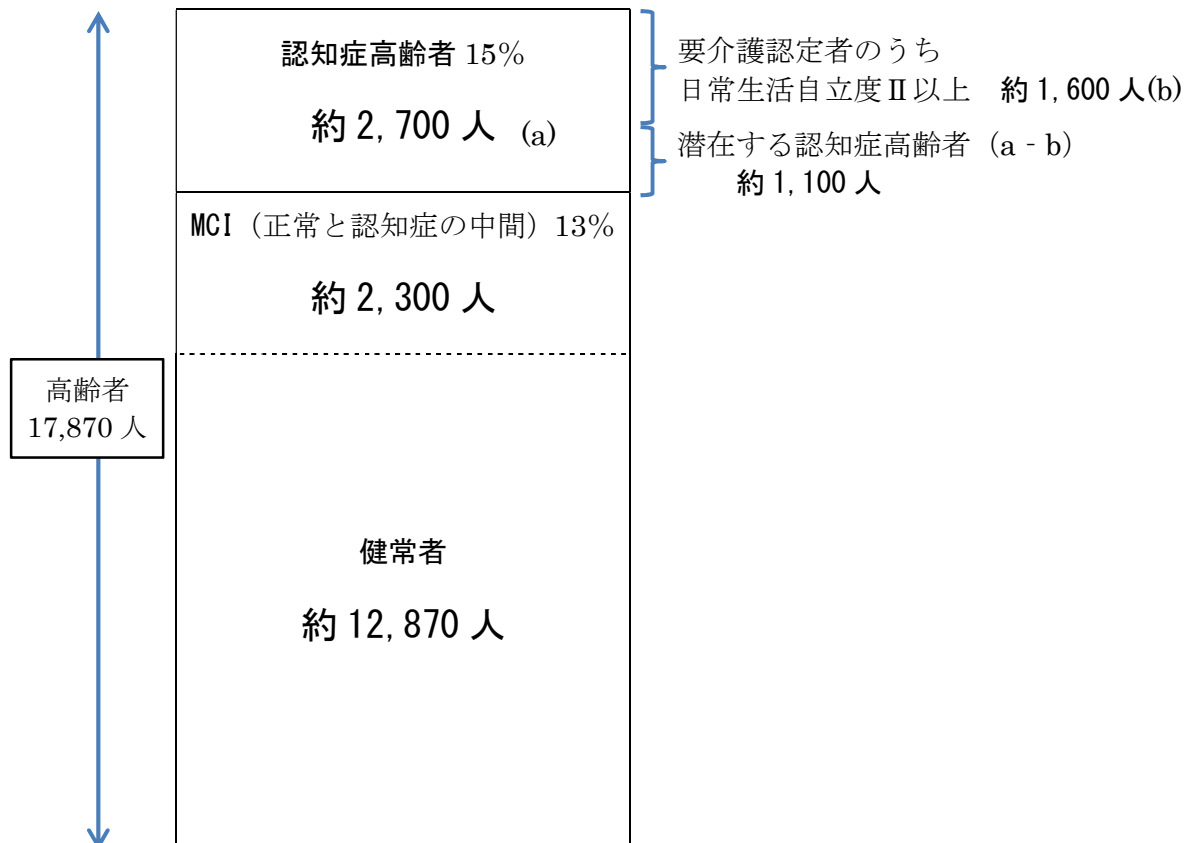
①要支援者（１・２）の原因疾患			②要介護者（１～５）の原因疾患		
	男性	女性		男性	女性
1位	脳血管疾患	転倒・骨折	1位	認知症	認知症
2位	悪性新生物	関節症・関節炎	2位	悪性新生物	転倒・骨折
3位	認知症	脳血管疾患 認知症	3位	転倒・骨折	脳血管疾患

（基準：平成28年度介護認定審査会新規認定者679人）



(6) 認知症高齢者の状況

●光市における認知症高齢者等の現状については、国が示す一般的な数値（認知症高齢者：15%、MCI（正常と認知症の間）：13%）を用いると、以下のようになります。



【ポイント】

- ①現状：要介護認定者の約7割が在宅生活を送っています。
- ②未来：65歳以上の人口は平成30年度をピークに減少に転じるものの、高い数値で推移することが予測されることから、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加が見込まれます。

上記①②より、認知症の予防や早期発見・早期対応に加え、認知症の人が住み慣れた地域で穏やかに暮らせるよう、地域における見守り体制の構築や、(認知症)高齢者のみならずその家族等も安心して地域で生活し続けるための環境づくりを推進するなど、第6期事業計画の基本戦略の1つとして掲げた「認知症サポートプログラム」を今後さらに充実していく必要があります。

【認知症サポートプログラム】

- 認知症を予防し、早期発見・対応を図る
- 認知症を理解し、地域で支える
- 権利擁護体制の確立
- 認知症高齢者に対する包括的・継続的な支援体制

2 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

●本計画策定の基礎資料とするため、高齢者の生活実態や課題等を把握するための「光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」）」を実施しました。

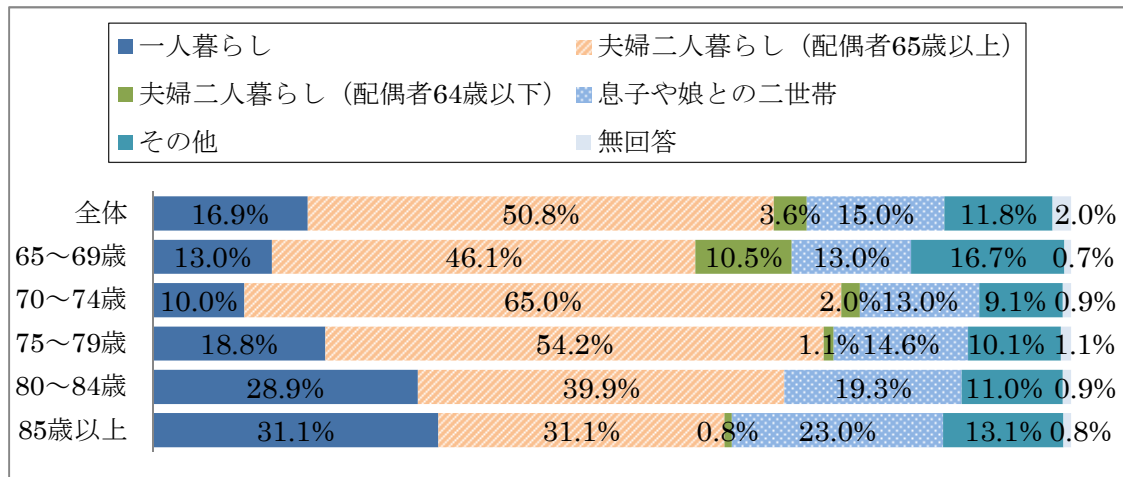
●また、要介護者の在宅生活の継続や在宅介護を行う家族に有効なサービスのあり方を検討するため、本計画から新たに「在宅介護実態調査」を実施しました。

（1）調査の概要

調査名称	目的	実施時期	対象	有効回収率
光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況の把握	平成 29 年2月	65 歳以上の市民から要介護者を除き無作為抽出	1,574 名 /2,000 名 78.7%
在宅介護実態調査	介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握	平成 28 年 11 月 ～平成 29 年2月	認定調査(更新)を受ける在宅生活の方	501 名

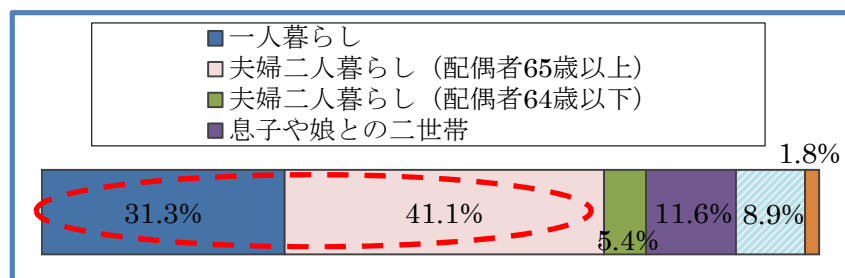
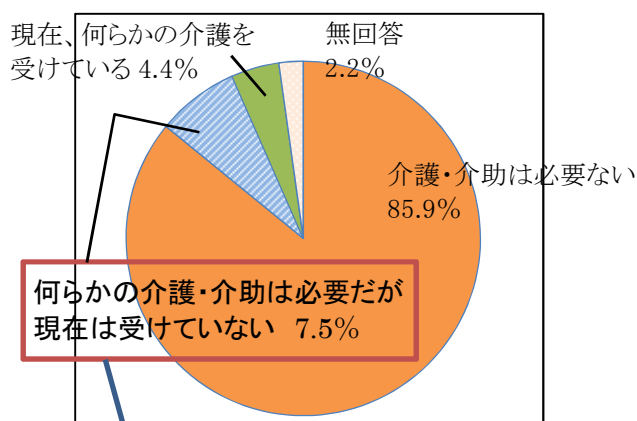
(2) ニーズ調査「家族構成を教えてください。」

- 年齢層が高くなるほど、「一人暮らし」の割合が高くなる傾向にあります。
- また、いずれの年齢層においても、「一人暮らし」「夫婦二人暮らし」の合計割合が6割を超えていることから、今後の介護力の低下に対する対応を検討していく必要があります。



(3) ニーズ調査「現在、何らかの介護を受けていますか。」

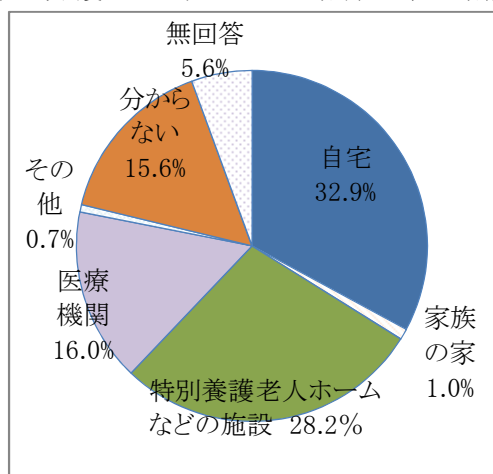
- 「介護・介助は必要ない」が85.9%を占めていますが、一方で、「何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない (7.5%)」のうち、約7割の方が「一人暮らし」又は「夫婦二人暮らし」となっており、こうした方の生活実態や支援の必要性について掘り下げていく必要があります。



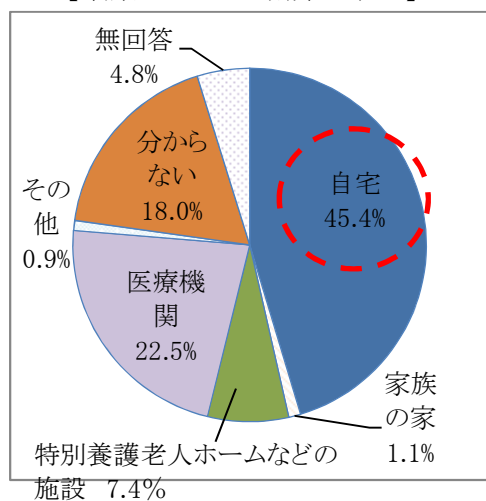
(4) ニーズ調査「常時介護が必要になった場合の希望場所と最期を迎える場所の希望はどこですか。」

- 常時介護が必要になった場合の場所として、「自宅」「特別養護老人ホームなどの施設」「医療機関」の順となっていますが、最期を迎える場所の希望としては「自宅」「医療機関」の順となっています。
- 「自宅」はどちらでも最も高くなっていますが、最期を迎える場所の希望の方が1.4倍近くとなっており、人生の最終ステージにおいて、高齢者の希望に沿った場所で生活を送ることができる医療や介護サービス等の支援体制の充実が求められます。

【常時介護が必要になった場合の希望場所】



【最期を迎える場所の希望】



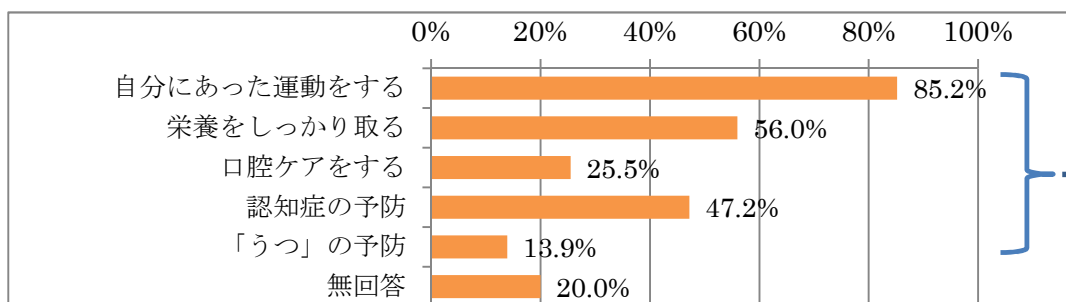
(5) ニーズ調査「介護予防のためにしたいことは何ですか。」と「最寄りの自治会館やコミュニティセンターなどの催しで、どんなものに参加したいですか。」

●介護予防に向けてしたいこととして、「自分にあった運動」「栄養の摂取」「認知症予防」の回答が多くなっています。一方、最寄りの自治会館等で行われる催しについては、「人と気軽に話せるような交流機会」や「体力や筋力強化に繋がる体操教室」への参加要望が多くなっています。

●これらを上手く組み合わせ、身近な場所での介護予防活動を活発化させることにより、予防効果が高まることが期待されます。

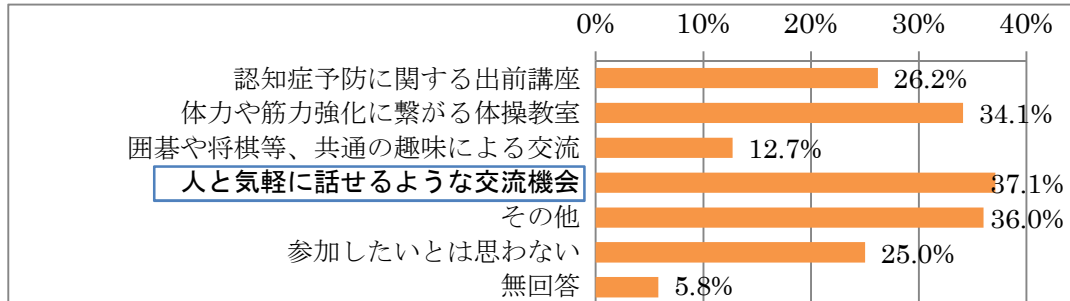
【予防のためにしたいこと】

(複数回答)



【参加したい催し】

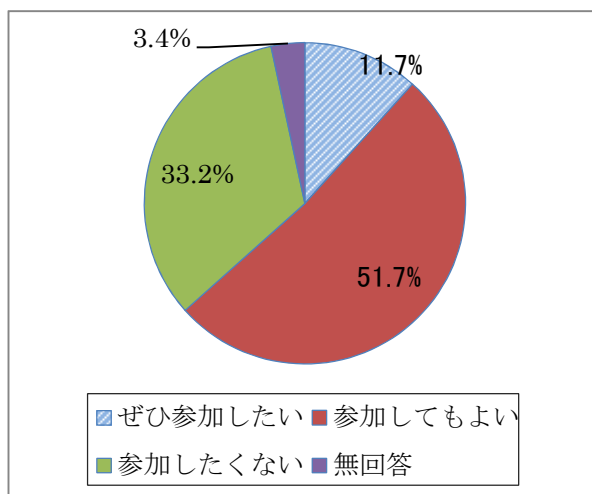
(複数回答)



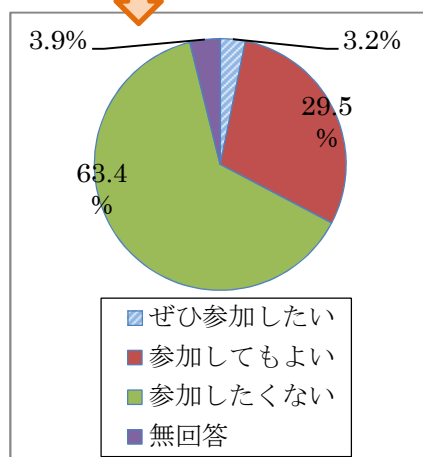
(6) ニーズ調査「もし、地域で健康づくりや趣味等のグループ活動を通じた『地域づくり』があった場合、あなたはその活動に参加してみたいですか。」

- 6割強の方が、地域づくりに「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と思っており、世代別に見ると、65～74歳の割合が高くなっています。
- 地域づくりへの参加に前向きな世代には、団塊の世代も含まれています。こうした方々が、地域活動が始めるきっかけとなる取組みを展開し、地域の互助活動へつなげていくことで、地域における担い手の増加が期待できます。
- また、お世話役として参加してもよいと考える人が約3割いることから、主体的な取組みのお世話役として活躍する場を提供するため、新たな視点での人材育成・発掘の検討が必要となっています。

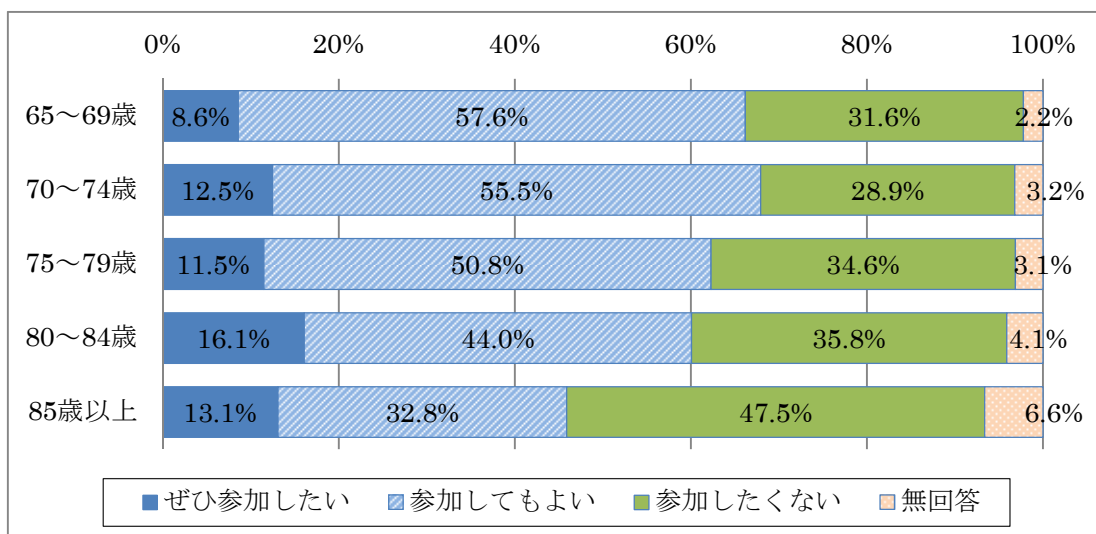
【地域づくりへの参加について】



【お世話役としての参加（企画・運営）】



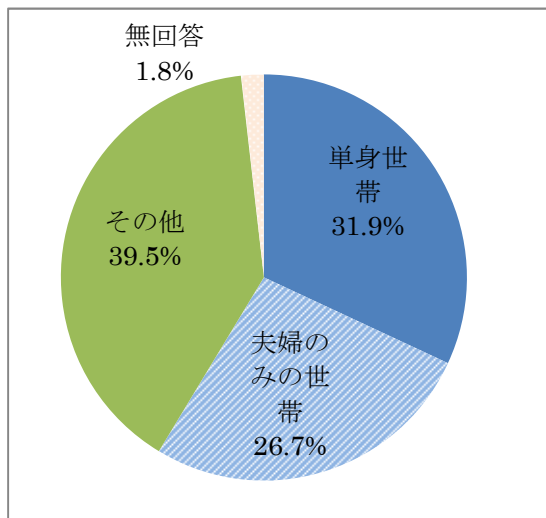
【年齢別】



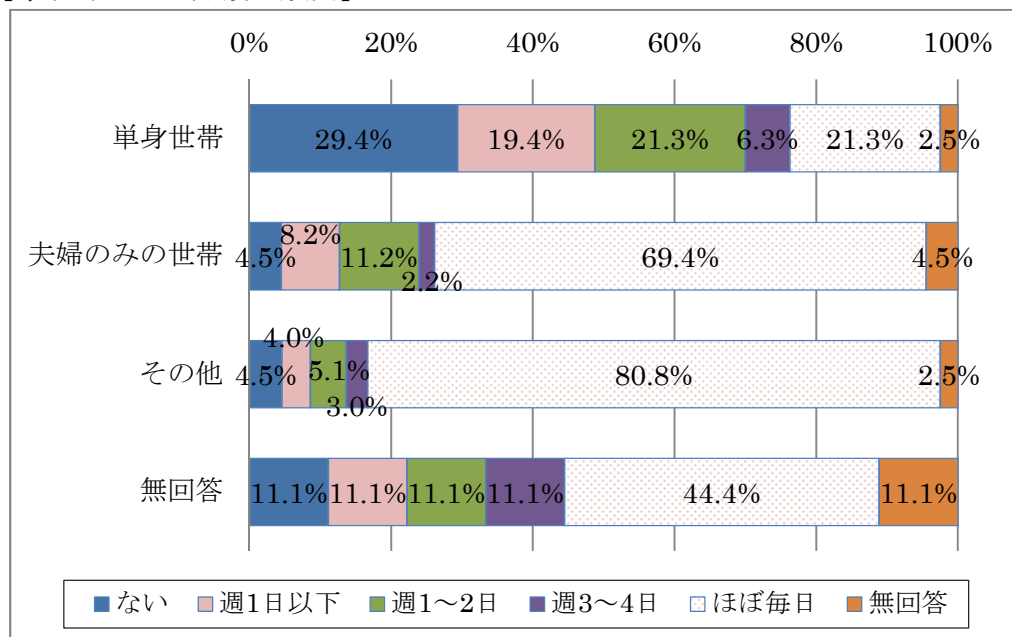
(7) 在宅介護実態調査「どのような家族構成になっていますか。」「家族等による介護はありますか。」

- 世帯構成について、「単身世帯」「夫婦のみの世帯」が約6割を占めています。
- 「単身世帯」については、約3割の方が家族等による介護の頻度がないため、実態を掘り下げた上で、介護サービス等の支援のあり方を検討する必要があります。
- 「単身世帯」以外については、定期的に家族等による介護がある状態となっています。

【世帯構成】



【家族等による介護の頻度】

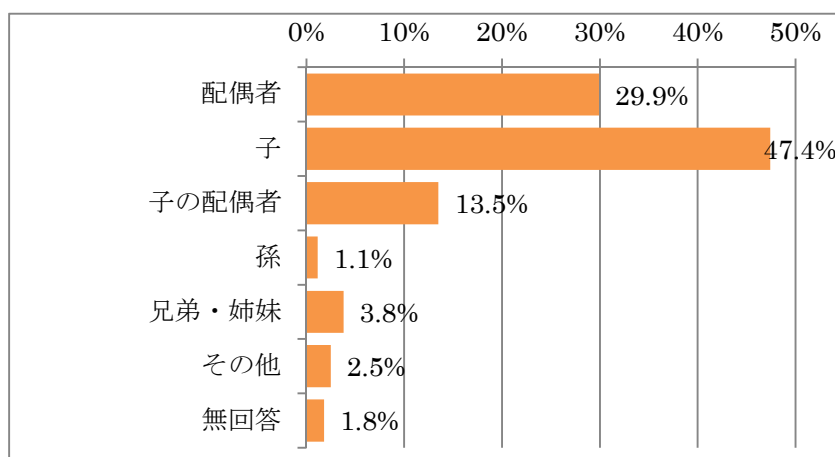


(8) 在宅介護実態調査「主な介護者はどなたですか。」

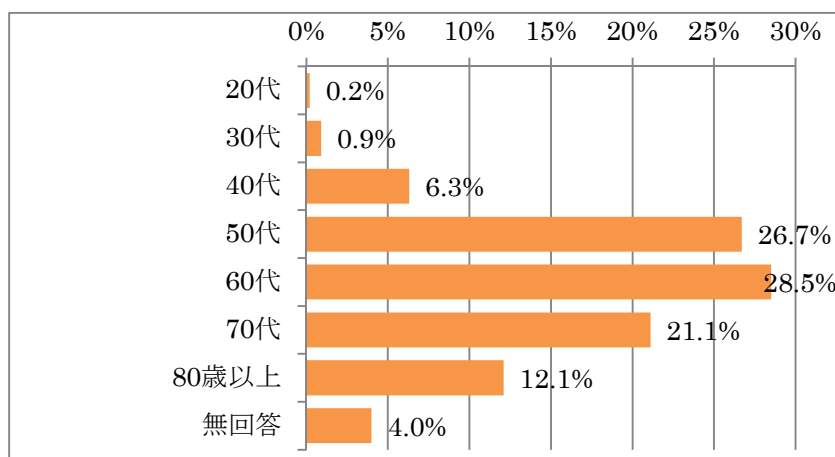
●主な介護者は、「子」「配偶者」「子の配偶者」の順になっており、介護者の多くは家族が担っています。

●一方、介護者の年齢は60代以上が全体の6割を超えており、「老老介護」や「介護力の低下」等、介護者の不安や負担を軽減するための対応策の検討が求められています。

【主な介護者】



【主な介護者の年齢】

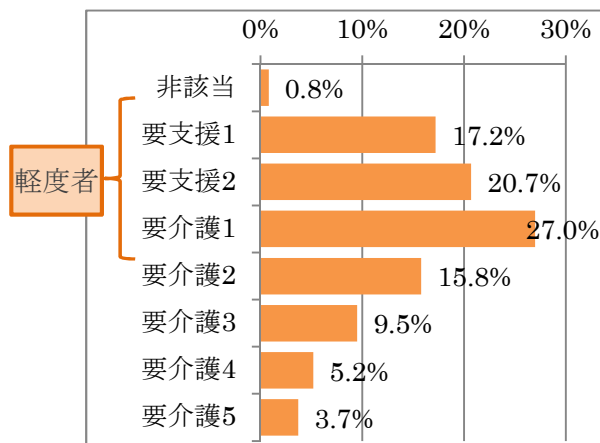


(9) 在宅介護実態調査「介護更新結果と実際に受けている介護サービスは何ですか。」
また、「介護サービスを受けていない理由は何ですか。」

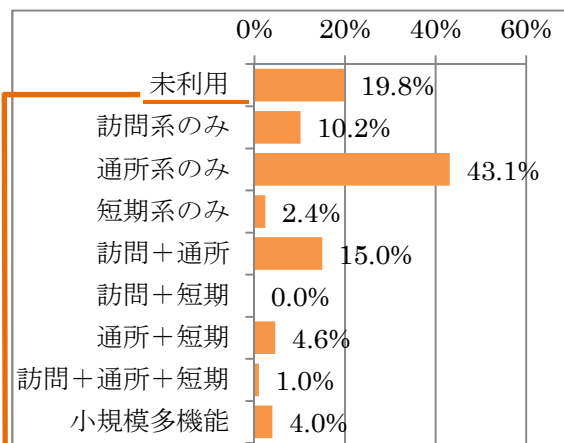
●介護更新結果から、「要支援1～要介護1」の軽度者の割合が全体の6割強を占めています。

●一方、介護認定後、介護サービスを未利用の方が約20%となっており、自立支援・重度化防止の観点から、こうした方々への支援のあり方を検討する必要があります。

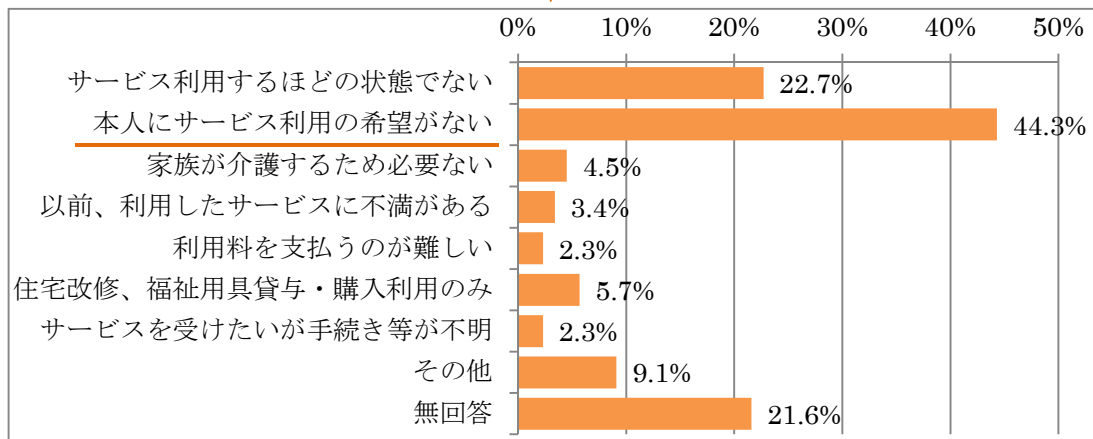
【介護更新結果】



【受けている介護サービス】



【介護サービスを受けていない理由】(複数回答)



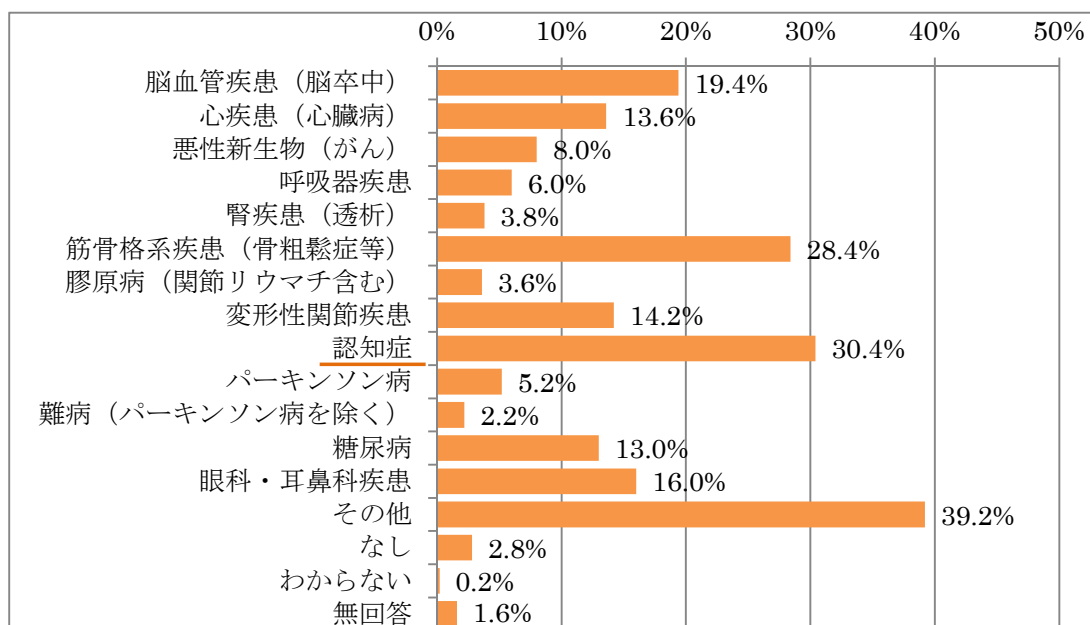
(10) 在宅介護実態調査「本人が抱えている主な疾病は何ですか。」「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は何ですか。」

●「本人が抱えている主な疾病」については、「認知症」「筋骨格系疾患」「脳血管疾患」の順となっています。

●一方、「主な介護者が不安に感じる介護」については、「認知症状への対応」が最も多く、在宅介護を継続する上で、「認知症の正しい理解」や「認知症に対する支援のあり方」等について、取組みを強化していく必要があります。

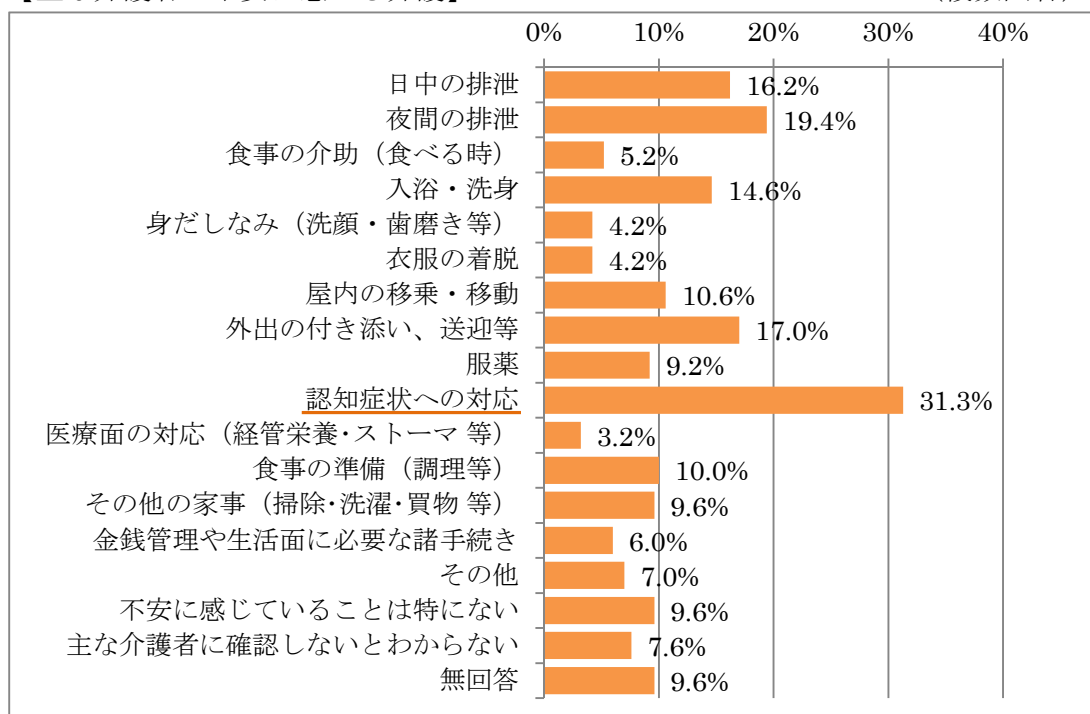
【本人が抱えている主な疾病】

(複数回答)



【主な介護者が不安に感じる介護】

(複数回答)



3 課題の整理

●第6期計画において、特に優先すべき戦略的なプランである「幸せ実感プロジェクト」の3つのプログラムの主な取組み概要と課題は以下のとおりです。

【主な取組み】

①地域包括ケアプログラム

ア 医療介護連携システムの推進	・医療介護情報連携シートの活用		
		H25	H28
	医療機関	4 機関	1 機関
	活用件数	17 件	1 件
イ 地域包括支援センターの機能強化	・相談延件数		
	H25	H28	
	2,534 件	4,978 件	
ウ 高齢者支援システムの構築	・介護支援ボランティアポイント事業（H27 新規）		
		H27	H28
	ふれ愛サポーター	134 人	144 人
	活動延人数	354 人	991 人
	・生活支援体制整備（H28 新規）		
	H28 モデル2地区		
エ 介護サービス基盤の強化・充実	・小規模多機能居宅介護：2事業所新設		
	・介護老人福祉施設：2施設・定員47名の整備		
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	1事業所新設 ⇒ 公募0		

②認知症サポートプログラム

ア 認知症を予防し、早期発見・対応	・地域包括支援センターへの相談（延件数）		
		H25	H28
		213 件	675 件
イ 認知症を理解し、地域で支える	・認知症サポーター養成講座		
		H25	H28
	開催回数	13 回	17 回
	受講延人数	609 人	677 人
	・認知症高齢者等声かけ（徘徊模擬）訓練		
		H25	H28
	実施団体	1 団体	3 団体
	参加人数	90 人	436 人

③生きがい実感プログラム

ア 生きがいづくりの促進	・ 老人クラブ		
		H25	H28
	クラブ数	67 団体	68 団体
イ 介護予防事業の充実	会員数	3,750 人	3,731 人
	・ 地域ふれあいサロン		
		H25	H28
	団体数	65 団体	76 団体
	参加人数	15,495 人	18,184 人
	・ いきいき百歳体操（H28 新規）		
	H28 2箇所・32人		
	・ 介護予防生きがいデイサービス		
		H25	H28
	参加実人数	63 人	56 人
	参加延人数	1,692 人	1,834 人

【課題】

①地域包括ケアプログラム	●医療介護連携シートの活用が低迷していることから、現場にあった情報連携ツールとなるよう検討する必要があります。 ●生活支援体制整備事業及び介護支援ボランティアポイント事業については、地域の主体的な取組みを育む事業であることから、核となる人材の確保・育成が重要と考えます。 ●地域包括支援センターへの相談は着実に増加しています。今後も高齢者に関する総合相談窓口として市民への周知を図るとともに、高齢者の状況を広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行う必要があります。
②認知症サポートプログラム	●認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で穏やかに過ごすことができるよう、地域全体で見守る体制が必要です。 ●認知症を早期に発見し、適切な対応が図れるよう、地域における関係者とのネットワーク・支援の構築を図る必要があります。
③生きがい実感プログラム	●老人クラブの会員数は減少傾向にあることから、新規会員の確保のみならず、新たな場のしかけなど、工夫を凝らした人材発掘等の取組みが必要となります。 ●本市では、元気な高齢者が多いことから、介護予防や交流の場としての地域ふれあいサロンやいきいき百歳体操に加え、生涯学習等の視点から、高齢者の社会参加や介護予防に取り組むなど幅広く高齢者がつながり、共通の場を作っていくことが大切となります。

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の将来像
- 2 2025年に向けたキーワード
- 3 2025年へのアプローチ
- 4 本市の地域包括ケアシステム

1 計画の将来像

●高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心と安全に包まれ、いつまでも生きがいを持って自分らしく幸せな「生活」を送ることができるまちづくりを進めるため、本計画の2025年に向けた将来像を以下のように掲げます。

住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～

2 2025年に向けたキーワード

キーワード1 『つながり』

- 本市では、平成24年度を「地域包括ケア元年」として位置付け、段階的に地域包括ケアの取組みを推進してきました。
- その成果として、第6期計画では、地域と行政の対話を深め各地域の特色に応じた互助の取組みによる「生活支援体制」の整備や、介護予防サービスを利用する方への支援を多職種が連携し自立支援に向けた取組みを検討する「地域ケア個別会議」に着手することができました。
- 本計画では、これまでの取組みを地域や事業所、行政等がつながり、着実に進めていくことが大切だと考えます。

キーワード2 『場づくり』

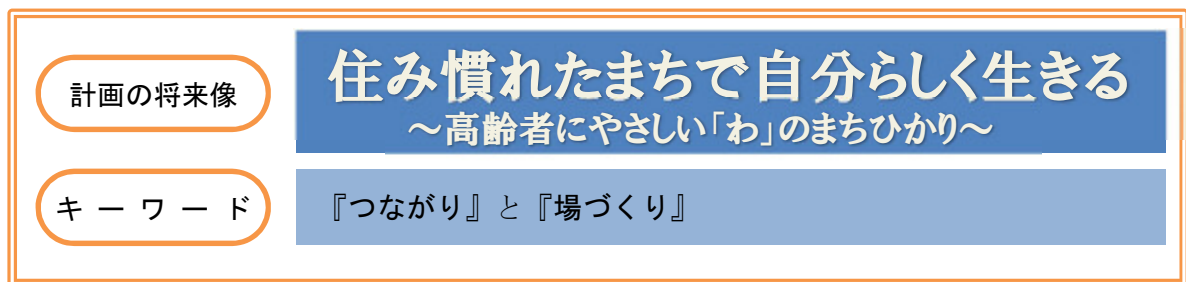
- 地域には、老人クラブ等が主体的に開催している「ふれあい・いきいきサロン」のような「地縁型のコミュニティ」と、認知症を支える会やスポーツ・趣味のような生涯学習活動などでつながる「テーマ型のコミュニティ」があります。
- 地域活動が衰退化する中、こうした多様な団体や人が集う「場づくり」の推進や、新たな人材を巻き込むしかけなど高齢者を取り巻く地域を活性化していくことが大切だと考えます。

3 2025 年へのアプローチ

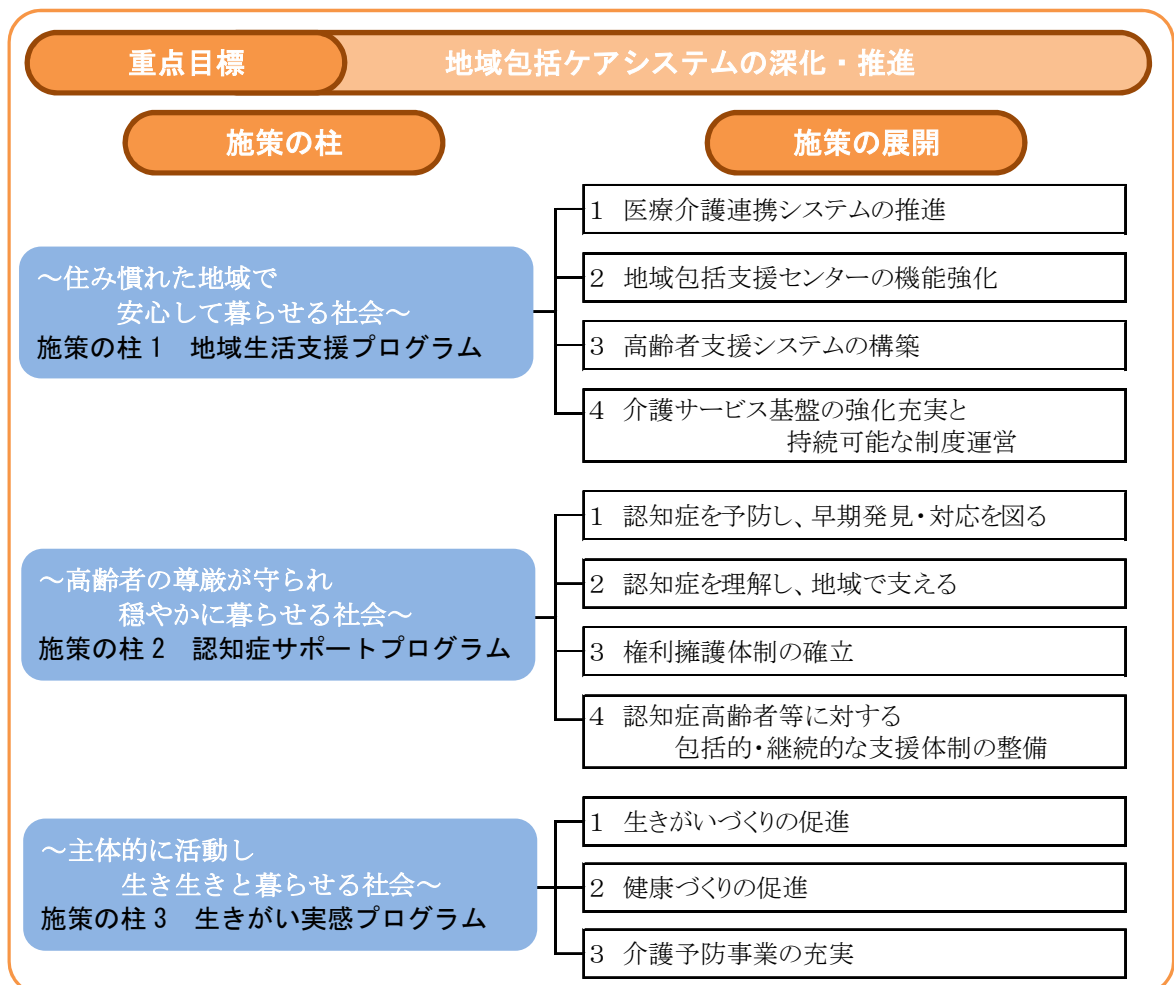
(1) 計画の将来像等

- 第6期計画の「計画の将来像」を継承する一方で、第6期計画では、特に優先すべき政策を「幸せ実感プロジェクト」として位置付け、3つのプログラムを重点的に展開しましたが、本計画では、この3つのプログラムを各施策の柱とし、国の動向等を踏まえながら更なる充実を図っていきます。
- また、地域共生社会の実現に向け、新たに「つながり」「場づくり」をキーワードとし、各施策の取組みを展開していきます。

(2) 将来像の実現に向けたアプローチ

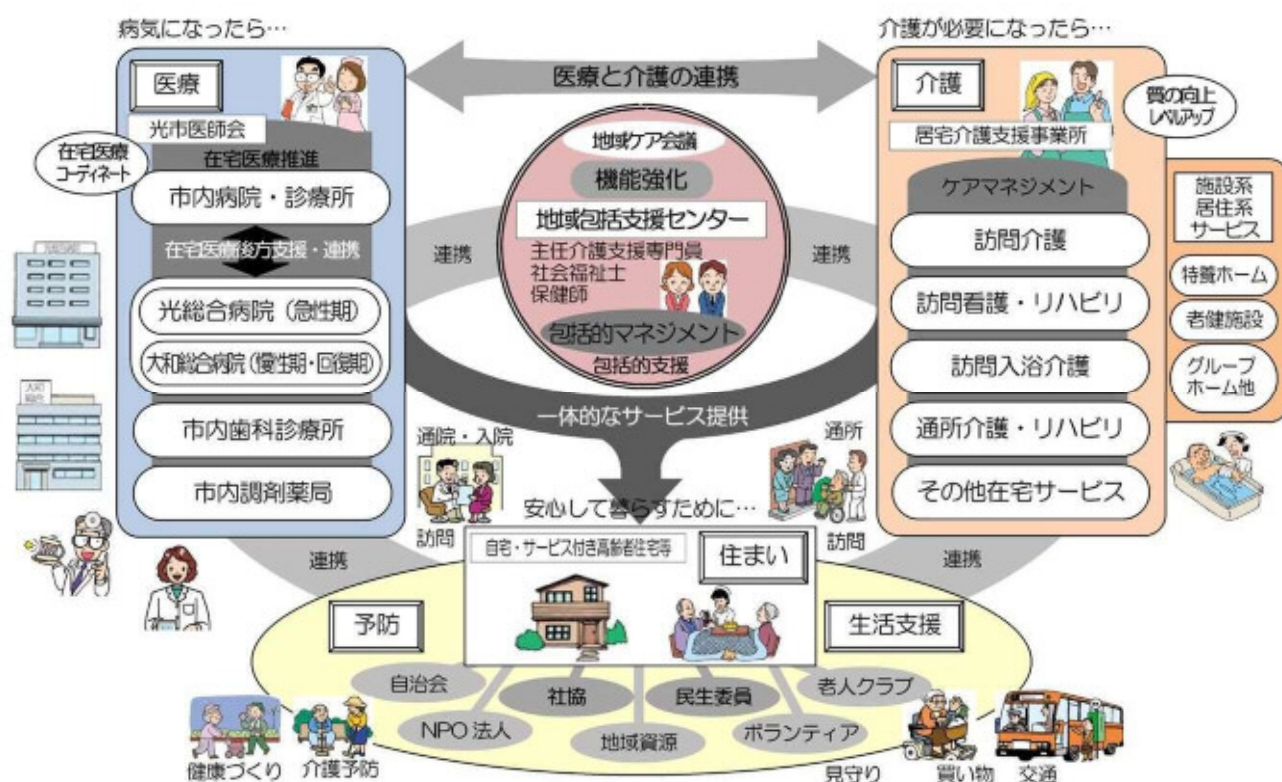


～2025 年に向けた展開～



4 本市の地域包括ケアシステム

●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護を含めた様々な生活支援などのサービスを包括的かつ継続的に提供できる仕組みを目指します。



第4章 基本施策

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～

1 医療介護連携システムの推進

【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、最期を迎える場所の希望として、45.4%の人が自宅を希望しています。高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を送り続けるためには、介護サービスだけでなく、必要な医療を自宅で受けることができる在宅医療体制の構築が必要です。本市では、光市医師会を中心に在宅医療体制の推進を図るとともに、介護サービスとの連携強化により、切れ目のない一体的なサービスの提供につなげるなど、医療介護連携システムの構築に向けた取組みを推進しています。
- また、第5期計画における取組みの1つとして、「医療介護情報連携シート」を作成し、医師と介護支援専門員との情報共有化に努めていますが、必要な情報を適時に提供していくためには負担も多く、さらには、他の専門職との情報共有の必要性も課題としてあがるなど、変化が求められています。
- こうした中、医療・介護の専門職同士の顔の見える関係づくりを促進し、多職種の迅速な情報連携が可能となるよう、地域ケア全体会議を実施するなど、医療・介護現場の視点から、在宅医療を支えるための体制づくりに向けた取組みを行っています。

【施策の方向性】

- 病院・診療所・調剤薬局・介護サービス事業所等で導入が検討されている「地域医療介護連携情報システム」など ICT の活用により、在宅高齢者に関わる職種が有機的に連携可能な環境を整え、多職種連携機能の強化に努めます。
- 高齢者のニーズに応じた介護サービスと在宅医療の提供により、高齢者の質の高い生活を支援するため、引き続き医療と介護のコーディネート役を担う地域包括支援センターの機能強化に努めます。また、地域ケア会議の開催等による関係機関との情報交換・共有化により、医療介護連携における課題解決に努めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	光市医師会を中心とした在宅医療の推進
内 容	光市医師会では、相談に基づき、かかりつけ医による在宅医療へつなげる役割を担うとともに、中学校区を単位とした主治医・副主治医方式等によるグループ診療を推進するなど、在宅医療を推進する中心的な役割を担っています。今後予想される在宅医療のニーズ増大を踏まえ、医師間の連携はもちろんのこと、多職種との連携も強化し、効率的・効果的な在宅医療体制の構築につなげます。

事業名	2つの市立病院を活かした地域包括ケアシステムの構築
内 容	急性期及び慢性期医療に機能分化された2つの市立病院は、地域医療連携室や地域包括ケア病棟（光総合病院）、回復期リハビリテーション病棟（大和総合病院）などにより、在宅医療の急変時における受入等の後方支援や、急性期を経過した患者の在宅復帰に向けた医療・リハビリテーション等の提供といった、地域の医療機関の後方支援病院としての役割を果たします。

事業名	医療と介護の連携促進
内 容	在宅生活を送るための質の高いサービス提供を目指すためには、在宅医療の推進とともに、切れ目のない包括的なサービス提供体制が必要です。関係者の連携意識を高め、顔の見える関係をつくることにより連携体制を強化するとともに、特に、認知症の早期発見に努め、適切な医療・介護サービスへつなげるなど、認知症施策の推進に努めます。

事業名	在宅医療の情報提供
内 容	在宅医療を推進するため、在宅医療や介護の社会資源等をまとめた情報冊子を作成し、市民や介護関係者等に配布します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域ケア全体（合同）会議	目標	3回	3回	4回	2回	2回	2回
	実績	3回	3回	3回			
居宅介護支援事業所「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率	目標	-	-	-	50.0%	60.0%	70.0%
	実績	47.3%	47.3%	47.3%			

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～

2 地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

●総合福祉センター内に市直営の地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員が、その専門性や技能を互いに活かしながらチームで活動し、医療・介護・福祉関係者及び地域住民との連携を図り、地域のネットワークの構築に努めています。また、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、事業の円滑かつ効果的な推進のため、日常生活圏域ごとに設置した4つの在宅介護支援センターとの連携を図り事業に取り組んでいます。

●一方、主な事業として、介護予防ケアマネジメント事業を含む4事業を行っていますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、認知度が約5割となり、前計画の約4割から上昇しているものの、依然として市民への周知が図られていない状況といえます。

【地域包括支援センターの主な4事業】

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

●また、介護予防支援、権利擁護や生活に関する相談件数の増加など介護の課題に加え、地域住民が抱える課題は、障害や子育て支援等、複雑・多岐に渡ることから、地域包括支援センター職員の資質向上や関係機関との連携の促進、さらには、様々な社会資源の活用が必要となっています。

【施策の方向性】

●地域住民の多様化・複雑化するニーズに対し、フォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結びつけながら、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関との連携を進めるとともに、光市総合福祉センターの強みである福祉保健行政窓口の総合的な相談・支援体制のさらなる充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

●従来の介護予防ケアプランを評価・改善することにより、自立支援・重度化防止のための効果的・効率的な介護予防ケアマネジメントを実施します。

●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域ケア会議を開催し、多職種連携による地域のネットワーク構築を目指します。

●高齢者一人ひとりが尊厳ある生活が維持できるよう、高齢者虐待や消費者被害への迅速な対応、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を図ります。

- 地域住民が、地域包括支援センターの存在やその役割を知り、気軽に相談できる場所となるよう、引き続き周知に努めます。
- 地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を効果的・効率的に果たすことができるよう、本市の実情に応じた体制整備について検討します。

【施策・事業の展開例】

事業名	介護予防ケアマネジメント事業
内 容	要支援者や事業対象者等の自立支援・重度化防止を図るため、対象者自らの選択のもと、必要なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう、介護予防ケアマネジメントを行います。

事業名	総合相談事業
内 容	本人や家族、民生委員・児童委員や地域住民等の様々な相談を受け、的確に状況把握等を行い、専門的・緊急対応の必要性、情報提供による問題の解決の可能性などを判断しながら、適切な機関や制度、サービスにつなげる支援をします。

事業名	権利擁護事業
内 容	高齢者の人権や財産を守るため、市民等への権利擁護に関する正しい理解の普及に努めます。また、見守り体制の充実や成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の活用により、問題が困難になる前の把握・早期対応を図ります。

事業名	包括的・継続的マネジメント事業
内 容	地域ケア会議や介護支援専門員研修などを通して、地域の様々な関係者が連携・協働することで、地域にある社会資源を活用し、継続的に支援ができるよう支援します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
総合相談延件数	目標	1,800件	1,900件	2,000件	3,100件	3,200件	3,300件
	実績	2,403件	3,123件	3,050件			
地域ケア会議開催回数	目標	46回	51回	58回	47回	52回	60回
	実績	34回	39回	40回			

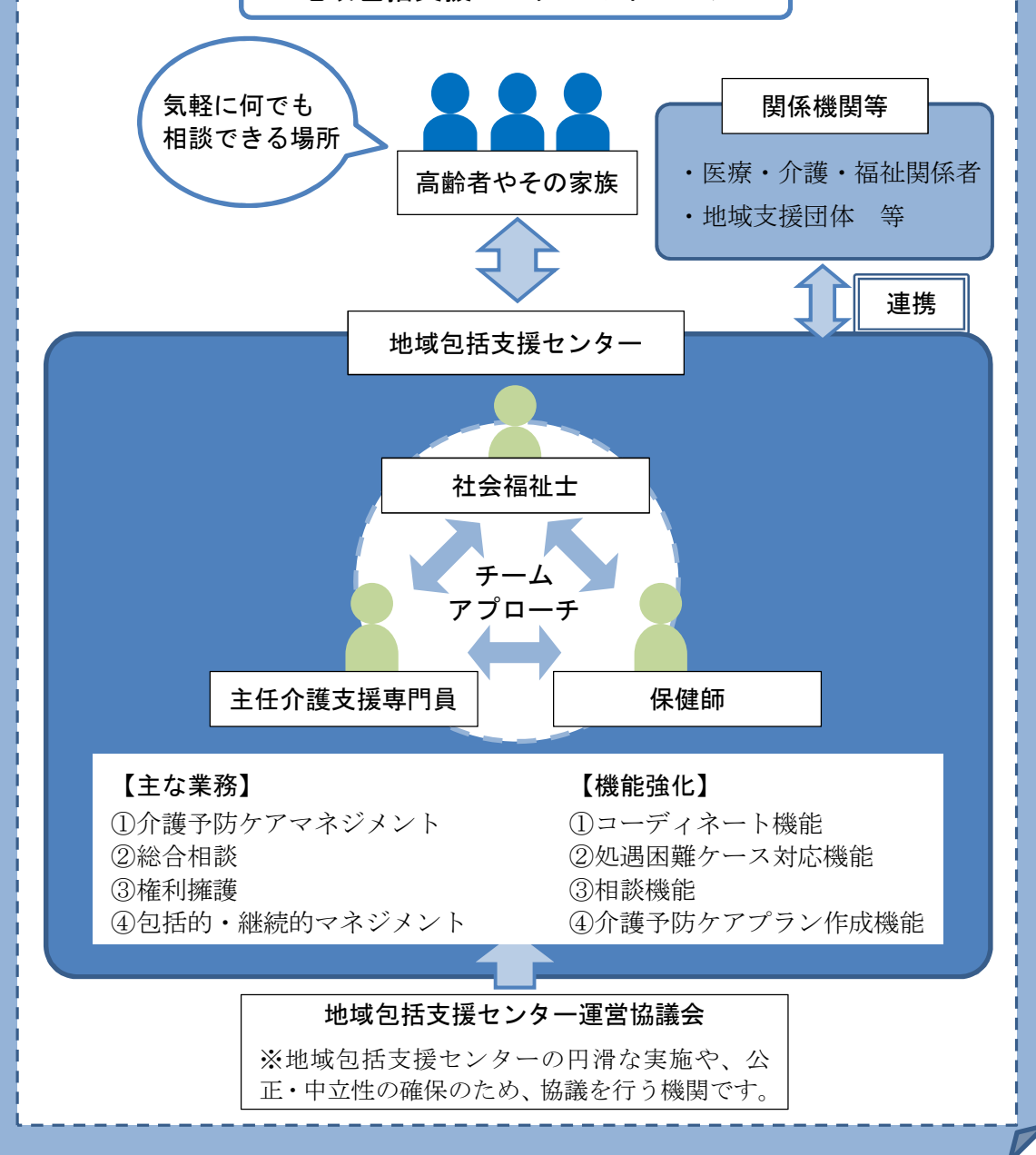
【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護支援専門員への支援 延件数	目標	160 件	170 件	180 件	210 件	220 件	250 件
	実績	366 件	200 件	200 件			

コラム『地域包括支援センターの役割』

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であり、医療・介護・福祉関係者及び地域住民との連携を図る地域包括ケアシステムの中核的機関になります。

～地域包括支援センターのイメージ～



コラム『地域ケア会議の取組み』

地域ケア会議は、地域包括支援センターが主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ医療介護福祉関係者並びに地域の関係者から構成される会議体」で、4種類の会議で構成しています。

各会議では、個別ケースの支援を検討し、問題解決を図るとともに、地域課題を発見・整理・分析し、社会資源の開発、地域づくり、多職種連携の推進、さらには、政策形成に結びつける体制の構築を目指しています。

また、平成29年度より、主に困難ケースを対象にした「地域ケア個別会議」に加え、高齢者の自立支援に向けた取組みを多職種協働で検討する「自立支援型の地域ケア個別会議」を定期的を開催しています。

会議体系	目的・機能	回数
地域ケア個別会議	・ 個別課題の解決 ・ ネットワーク構築 ・ 地域課題の発見	随時
地域ケア連絡会議	・ ネットワーク構築 ・ 地域課題の発見	月1回
地域ケア全体（合同）会議	・ ネットワーク構築 ・ 資質の向上 ・ 人材育成 ・ 情報共有	年2回程度
地域ケア検討会議	・ 地域づくり ・ 資源開発 ・ 政策提案	年1回程度

施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～

3 高齢者支援システムの構築

【現状と課題】

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増える中、日常生活上の困りごとや外出支援など高齢者の生活支援に対応できる、ボランティアやNPO、事業所などの多様な主体による互助の取組みの充実が求められています。
- 本市では、平成29年度より生活支援体制整備事業を実施し、地域コミュニティ組織を中心に特色ある地域づくりをしている2地区をモデル地区として、見守りや通いの場の創出、外出支援等の生活支援について協議を進めています。
- 今後は、モデル地区での取組みを他のコミュニティ組織に発信し、その必要性を地域住民で共有するとともに、生活支援の担い手となるボランティアの養成・発掘及び行政のサポート体制について検討していく必要があります。
- また、平成29年度から、在宅高齢者の生活を地域で支える活動に対して、介護支援ボランティアポイント事業の適用を始めました。身近な地域での支えあいの活動は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために欠かせないものであることから、こうした地域の支えあいの活動が市内全域で広がることが求められています。

【施策の方向性】

- 現在実施している生活支援体制整備事業の取組みを着実に進め、介護支援ボランティアポイント事業をきっかけに地域の担い手が育つよう、地域と行政、社会福祉協議会がともにパートナーとして対話に参加し、互いに知恵を出し合う場を各地域で構築していきます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、6割を超える方が「地域活動に参加してみたい」、約3割の方が「お世話役として参加してもよい」と答えていることから、こうした思いを地域の支えあいの活動につなげていくための取組みを検討します。

【施策・事業の展開例】

事業名	生活支援体制整備事業
内 容	高齢者の生活支援について、地域の多様な事業主体による組織的な体制を整備し、生活支援サービスの充実と互いに支えあう地域づくりを推進します。

事業名	介護支援ボランティアポイント事業
内 容	高齢者等が、介護施設等におけるボランティア活動や在宅高齢者の生活におけるちょっとした困りごとを支える活動により、新たな生きがいの場を創出し、自らの介護予防を推進します。 また、地域の担い手として結び付けていくことで、希薄化している地域の絆の回復に寄与します。

事業名	生活支援サービス
内 容	高齢者の地域における生活を支えていくため、介護保険サービスのみならず、高齢者の状況に応じた生活支援サービスを展開します。 ・寝具乾燥消毒サービス事業：老衰・障害・疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者に対して、寝具類の乾燥・消毒を行います。 ・訪問理美容サービス事業：在宅で寝たきり・障害・疾病等のため理美容院へ出向くことが困難な高齢者等の居宅へ訪問し、理美容のサービスを提供します。 ・日常生活用具給付サービス事業：概ね 65 歳以上の要配慮高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器、火災警報器及び自動消火器の日常生活用具を給付することにより、高齢者の在宅生活の援助を行います。 ・ふれあい訪問収集：分解や運搬が困難な粗大ごみ等の戸別収集をしています。

事業名	緊急通報体制整備事業
内 容	虚弱なひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康等に関する相談に応じることにより、在宅で安心安全な生活の継続ができるよう支援します。

事業名	在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業
内 容	在宅の寝たきり高齢者に対し、リフト付きタクシーを利用する際の料金の一部を助成することにより、外出等の日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大を図り、社会参加を促進します。

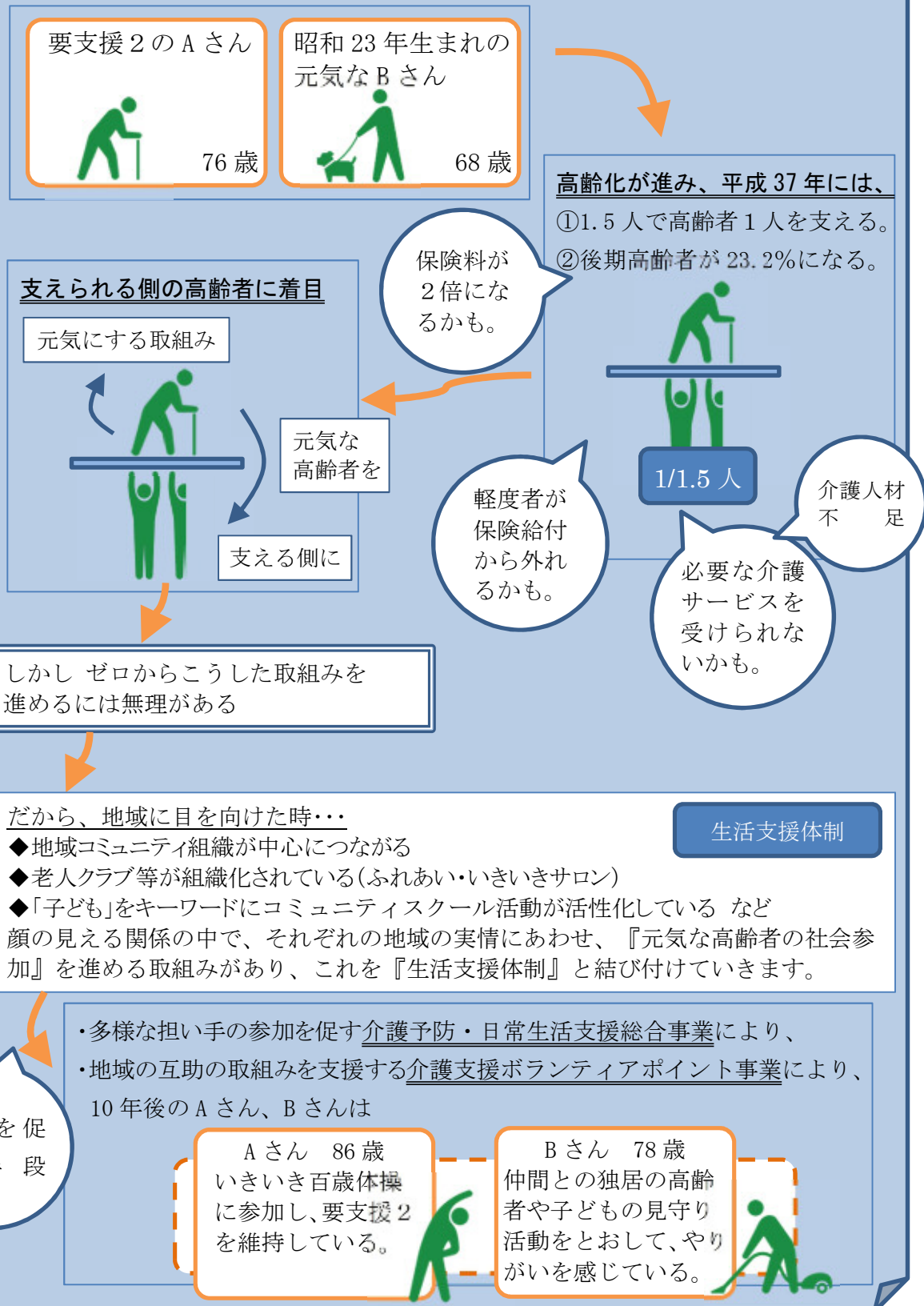
第4章 基本施策

事業名	災害時要援護者登録の推進
内 容	近年の地震、台風、水害等様々な災害時において、自力で迅速な避難ができないひとり暮らし高齢者等への支援対策として、こうした方々を把握し、災害時要配慮者名簿の作成・整理、活用を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域での連携を強化します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活支援体制整備事業 第2層協議体設置数	目標	-	-	-	5地区	5地区	6地区
	実績	-	-	2地区			
介護支援ボランティア ポイント事業 (ふれあいサポーター数)	目標	80人	110人	150人	230人	250人	270人
	実績	134人	144人	200人			
災害時要援護者登録数 (同意率)	目標	-	-	-	25.0%	26.0%	27. %
	実績	23.8%	25.0%	23.6%			

コラム『高齢者支援システムは今後の高齢者の生活に大きく関わっていくものです。』
生活支援体制・介護支援ボランティアポイント事業は、10年後の高齢者の生活に影響していく事業、多様な市民が福祉（公共）の主役になるための種まきをする事業ともいえます。



施策の柱1 地域生活支援プログラム

～住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会～

4 介護サービス基盤の強化充実と持続可能な制度運営

【現状と課題】

- 在宅生活を支える介護サービスについては、身近な地域での利用を促進する地域密着型サービスを各圏域に整備しています。
- しかし、今後の高齢化の進行により、これまで以上に在宅医療の推進・充実が求められる中、医療・介護が連携した複合型の介護サービスを提供する「看護小規模多機能型居宅介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、本市では未整備のため、整備・普及が必要となっています。
- 特別養護老人ホームは、これまでの整備促進により、市内4圏域でバランス良く整備できていますが、依然として一定数の待機者がいることから、要介護3以上で在宅生活が困難な方への介護施設サービスとして、今後も計画的に整備していく必要があります。
- また、介護サービス基盤の強化充実を図るためには、計画的な施設整備に加え、全国的に課題となっている介護人材の確保について、本市として新たな取組みを検討していくことが求められています。
- 一方、介護保険の持続可能な制度運営を維持していくためには、介護給付等費用適正化事業や介護相談員派遣事業等を通じた介護保険サービスの質の向上を図るとともに、介護サービス事業所への実地指導や事業所との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

【施策の方向性】

- 在宅生活を支援するための介護サービスや、在宅生活が困難な方への介護施設サービス等については、今後の需要や介護保険制度の安定的な運営等を踏まえ、計画的に整備していきます。
- 介護人材の確保については、これまでの県への側面的な支援や生活支援サービスの担い手の発掘・育成に加え、事業所と連携した取組みについて検討していきます。

【施策・事業の展開例】

事業名	地域密着型サービスの整備
内 容	地域密着型の各種サービスについては、圏域ごとに一定数の整備がされていますが、在宅医療の推進・充実が求められる中、医療・介護が連携した複合型の介護サービスや、要介護2以下の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯で、認知症等により在宅での生活が困難な方等を支援できるグループホームについて、計画的に整備していきます。

事業名	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備
内 容	これまでの整備促進により、一定数整備できていますが、現時点での待機者に加え、今後の高齢化の伸びを想定し、要介護3以上で在宅生活が困難な方への介護施設サービスとして、計画的に整備していきます。

事業名	介護給付等費用適正化事業
内 容	ケアプランによるサービス提供の適正性の検証や、適切な介護報酬請求のための必要な情報提供、さらには、サービス利用者に対する給付費通知などを行い、介護給付費の適正化を推進します。

事業名	介護相談員派遣事業
内 容	介護相談員を市内介護サービス事業所へ派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満を聞き取るなど、利用者と施設との橋渡し役として、事業者にもその内容を伝え、介護サービスの苦情を未然に防止するとともに、利用者の不安の解消を図るなど、介護サービスの質の向上に努めます。

事業名	地域密着型サービス事業所等への指導・監査
内 容	地域密着型サービス事業所等に対して、指導監査を行うなど、技術的な助言を行い、より適正にサービス提供できる体制の確保に努めます。

事業名	介護サービス事業所との連携
内 容	定期的開催される運営推進会議や、介護サービス毎に連携組織として立ち上がっている「グループホーム連絡協議会」「小規模多機能型居宅介護連絡協議会」等との連携を進め、情報の共有や介護サービスの質の向上に努めます。

事業名	介護保険制度の普及啓発と情報提供
内 容	高齢者が主体的にサービスを選択する参考として、介護サービスのパンフレットを作成します。 また、保険料通知や要介護認定結果通知などに合わせて、わかりやすく解説したパンフレットやリーフレットの送付を行うなど、様々な機会を通じ積極的に情報提供を行い、介護保険制度の普及・啓発に努めます。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型サービス事業 所等への実地指導実施数	目標	6 件	7 件	9 件	8 件	9 件	9 件
	実績	6 件	3 件	9 件			
介護給付等費用適正化事業の主要5事業の実施 ・ケアプランチェック ・住宅改修点検 ・福祉用具購入点検 ・介護給費通知 ・医療情報との突合	目標	5 事業	5 事業	5 事業	5 事業	5 事業	5 事業
	実績	5 事業	5 事業	5 事業			

事業ピックアップ『地域密着型サービスの整備』

在宅での医療・介護の推進や認知症の方への支援が身近な地域で受けることができるよう、地域密着型サービスを整備します。

【看護小規模多機能型居宅介護】

第6期計画実績	第7期計画目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
-	-	1 施設	-

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

第6期計画実績	第7期計画目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
-	-	-	1 施設

【認知症高齢者グループホーム】

第6期計画実績	第7期計画目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
8 施設	-	1 施設	-

【地域密着型介護老人福祉施設】

第6期計画実績	第7期計画目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2 施設	-	1 施設	-

事業ピックアップ『特別養護老人ホームの整備』

現在の特別養護老人ホームの床数や待機者のうち入所の必要性が高いと推測される人数、今後の高齢化の伸び等を総合的に勘案し、第7期計画では以下のとおり、特別養護老人ホームを整備します。

【第7期計画中の特別養護老人ホーム整備計画】

第6期計画実績	第7期計画目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
4施設（343名）	1施設（31名）	1施設（29名）	－

※平成31年度の1施設は、地域密着型サービスを予定

【参考】日常圏域別の特別養護老人ホーム整備状況（平成29年10月末現在）

区分	指定区分	施設区分	定員
浅江地区	市指定	従来型	20
	県指定	ユニット型	63
		合 計	83
島田・上島田・三井・周防地区	県指定	ユニット型	100
光井・室積地区	県指定	ユニット型	80
大和地域	県指定	従来型	60
	市指定	ユニット型	20
		合 計	80
合 計	県指定		303
	市指定		40
	合 計		343

※従来型：多床室等

※ユニット型：個室

※定員が29名以下の施設区分について市指定（地域密着型サービス）

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～

1 認知症を予防し、早期発見・対応を図る

【現状と課題】

- 高齢者人口の増大に伴い、認知症高齢者の著しい増加が予測される中、認知症高齢者対策の推進は、超高齢社会における喫緊の課題となっています。
- 認知症施策については、認知症の予防や早期発見の視点から、これまで認知症予防講演会等を実施し、広く市民への認知症に対する啓発を行ってきましたが、参加者の固定化や若い世代の参加が少ない傾向にあります。認知症の発症は、若い頃からの健康づくりも重要と考えられることから、若い世代や新たな参加者へのアプローチが重要となっています。
- また、相談窓口として地域包括支援センターで週に1回「もの忘れ相談日」を開設していますが、平成28年度の相談が延14人となっていることから、さらに市民への周知を行うとともに、総合福祉センターに設置している「認知症スクリーニング～もの忘れ相談プログラム～」等の積極的な活用や、平成29年度に設置した認知症初期集中支援チームによる支援により、認知症の早期発見・早期対応を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 認知症予防については、若い世代からの生活習慣病予防が重要であることから、健康教育や出前講座等を通じて、個々にあった運動・食事・休養等についての健康づくりを推進します。また、高齢期においても、健康的な生活習慣や身体機能の維持改善につながる取組みを行っていきます。
- もの忘れ相談プログラム機器については、もの忘れの有無がチェックでき、操作も簡単なものとなっていることから、広報媒体を通じて市民への周知を図り、出前講座やいきいきサロン等での活用をさらに進めます。
- 「もの忘れ相談日」の周知を図り、もの忘れや認知症に関して気軽に相談できる体制を整備し、本人・家族の不安軽減に努めます。
- 平成29年度に設置した認知症初期集中支援チームについては、光市医師会や認知症疾患医療センターなど関係機関と連携を図りながら、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援に取り組みます。

【施策・事業の展開例】

事業名	認知症予防啓発事業
内 容	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の予防が図れるよう、生活習慣病対策の推進、認知症予防に関する出前講座、認知症予防教室に取り組めます。 また、認知症についての啓発を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。

事業名	もの忘れ相談日
内 容	もの忘れや意欲の低下が気になる方の相談に応じ、認知症や MCI の方へ早期対応し、健康や介護予防、生活支援、医療、介護サービスについてのアドバイスを行うなど、認知症の予防や悪化防止を図ります。

事業名	認知症初期集中支援推進事業
内 容	認知症又は認知症の疑いのある高齢者等に対し、医療・介護の専門職で構成された認知症初期集中支援チームが家庭訪問や会議を開き、決定されたケア方針に基づき支援を行い、早期診断・早期対応を図ります。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症に関する相談 延件数	目標	-	-	-	510 件	530 件	580 件
	実績	572 件	675 件	500 件			
認知症に関する出前講座 回数	目標	-	-	-	23 回	26 回	30 回
	実績	21 回	24 回	20 回			
認知症初期集中支援 チーム対応件数	目標	-	-	-	10 件	12 件	15 件
	実績	-	-	2 件			

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～

2 認知症を理解し、地域で支える

【現状と課題】

- 認知症は誰にでも起こりうる病気と言われている一方で、周りの人や地域の人たちの理解はまだ進んでおらず、偏見や誤解により、的確な支援を受けることができない認知症の方も多くいます。
- 認知症の方やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域全体で見守り、支えていくことが大切であり、そのためのネットワークを作っていくことが必要です。
- そのため、本市では、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターレベルアップ研修等を実施し、地域で認知症の方やその家族を支える体制づくりに取り組みました。
- 平成27年11月より開始したひかり見守りネットは、行方不明時の情報提供を介護福祉関係のみならず、民間事業所・団体や市民へ拡充し、より多くの方に捜査協力いただける体制を整備することができました。今後は、本市のみならず近隣市町への捜査協力依頼ができる広域的な支援体制の整備が必要となっています。
- 一方、軽度認知症の方のほとんどは、認知機能の低下を自覚し、地域との関わりを避けるなど、不安な生活を送られていることから、認知機能が低下しても地域での関わりの中で、生きがいややりがいを保つことのできる認知症カフェなどの「場」が必要となっています。

【施策の方向性】

- ひかり見守りネットについては、認知症高齢者等の家族の理解を進め、登録者の増加に向けた活動を進めるとともに、協力機関についても、引き続き、増加に向けた活動を実施していきます。
- 認知症カフェは、普段孤立しがちな認知症の方やその家族がほっとひと息つきたい時に気軽に立ち寄り、地域住民や専門家等との交流を通して、地域に溶け込みながら安心して暮らしていくための「場」及び介護者が気軽に相談できる「場」となることから、各地域での展開を進めていきます。

【施策・事業の展開例】

事業名	ひかり見守りネット（徘徊高齢者等見守りネットワーク事業）
内 容	認知症により家に帰れなくなるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、見守り協力機関と情報の共有により、地域での日常的な見守りの強化と危険の未然防止に努めます。また、行方不明が発生した場合は、協力機関との連携により、早期発見・保護に向けた支援を行います。

事業名	認知症サポーターの養成と活動の支援
内 容	認知症サポーター養成講座を通して、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を温かく見守るサポーターを養成します。 また、認知症サポーターの活動の場の拡大として、ボランティアとしての活用も検討します。

事業名	認知症高齢者等声かけ訓練
内 容	認知症高齢者が行方不明になったと想定した声かけ訓練を実施し、行方不明高齢者の早期発見や地域における見守り支援の強化、さらには、認知症高齢者への理解を促進します。 この取組みは、地区社会福祉協議会等に委託し、地域住民に加え、小中学生の参加も増加していますが、今後も市内全体に広がるよう、地域住民等の随時の実施に対し支援していきます。

事業名	認知症カフェ運営補助事業
内 容	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、身近な地域で認知症高齢者等本人や家族、地域住民が気軽に集い、ふれあいの場となる「認知症カフェ」の開設を推進するため、運営団体の開設や運営に係る費用の一部を助成します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症サポーター養成講座受講者延人数	目標	6,500 人	7,100 人	7,800 人	8,800 人	9,400 人	10,000 人
	実績	7,021 人	7,698 人	8,298 人			
ひかり見守りネット（登録者数）	目標	－	－	－	70 人	80 人	90 人
	実績	25 人	50 人	67 人			
ひかり見守りネット（協力事業者数）	目標	－	－	－	200 者	230 者	260 者
	実績	115 者	115 者	174 者			
認知症カフェ開設数	目標	－	－	－	8 箇所	10 箇所	11 箇所
	実績	－	－	4 箇所			

事業ピックアップ『ひかり見守りネット（徘徊高齢者等見守りネットワーク事業）』

【ひかり見守りネットとは】

現在、高齢者の4人に1人が、認知症またはその予備軍の可能性があるとされ、今後も増加が見込まれています。

認知症によって起こる行動として、場所や時間の見当がつかなくなり、自宅に帰れなくなることがあり、最悪、生命の危機にさらされる可能性も生じてきます。危険を未然に防ぎ、早期発見・保護に努めることで“認知症になっても安心して暮らせるまち光”を実現するため、みんなで温かく見守り、困っているときにはサポートするネットワークです。

【見守りネットのしくみ】

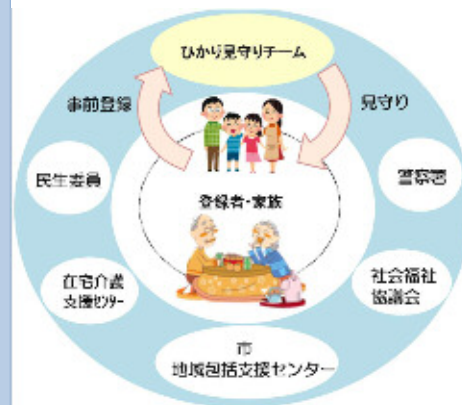
1 事前登録・危険の未然防止（通常の見守り体制）

認知症で家に帰れなくなるおそれのある高齢者の情報を光市（地域包括支援センター）に事前登録します。

※登録情報は、以下の機関で共有し見守り支援を行います。

- (1) 警察署
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 在宅介護支援センター
- (4) 社会福祉協議会

《通常の見守り》



2 情報配信・早期発見（行方不明時の見守り体制）

行方不明が発生し警察署より協力要請があった場合は、地域包括支援センターから“ひかり見守りネット協力機関”へ検索情報を配信します。また、家族等の希望によりメール配信サービスと防災行政無線を活用して、広範囲に搜索の協力を呼びかけます。

《行方不明時の見守り体制》



事業ピックアップ『認知症カフェについて』

認知症カフェとは、認知症の方とその家族、地域住民、専門職等が誰でも参加でき、集う場です。

国の「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」の戦略の一つに掲げられ、全国47都道府県722市町村にて、2,253カフェが運営（平成27年度実績調査）されています。

本市では、平成29年11月現在、2団体が市内4箇所で自主運営され、認知症の方とその家族のみならず、地域の方々にとっての憩いの場となっています。

【認知症カフェの内容は？】

- レクリエーション
- 相談
- 情報交換
- 専門家による勉強会、講座

【認知症カフェに参加するメリットは？】

◇当事者にとって

- 地域活動に参加できる場を得ることができる。

（例）デイサービス利用を拒んでいたAさんですが、カフェで大好きな将棋が指せるということで、継続して参加され、さらに、介護サービス事業所にボランティアとして訪問し、事業所の将棋好きの利用者と対局されるようになりました。

- 自分らしさを取り戻せる場

◇家族にとって

- 介護仲間とつながれる場
- 日頃のストレス解消・楽しみ
- 介護の知識を得ることができる

『本人にできることがあることを発見され、
できることをしてもらうことの大切さを体験されました。』

◇地域住民にとって

- 認知症の方と直接接することで、認知症を正しく理解ができる場

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～

3 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するためには、高齢者一人ひとりの尊厳や権利が守られなければなりません。しかし、認知症による判断能力の低下のため、金銭管理等生活に支障を抱えている方や、消費者被害等の権利侵害を受けている高齢者等が増加しています。
- こうしたことから、関係機関や自治会、ボランティアなどが連携して認知症高齢者等を見守っていきけるよう、各種研修会や講演会を通して市民等への権利擁護に関する正しい理解の普及を図り、ネットワークの強化や、相談・通報等による関係機関との連携など、迅速に対応できる体制をさらに推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 虐待予防について、障害者虐待と共通する課題が多いことから、分野を超えて連携し取り組んでいきます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加により、判断能力が不十分な高齢者の尊厳や権利、財産を保全するため、成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利事業の活用を推進します。

【施策・事業の展開例】

事業名	権利擁護啓発事業（虐待予防講演会）
内 容	高齢者虐待のない地域づくりを目指し、地域住民等を対象とした虐待に対する正しい理解と未然防止等について深めるための講演会を実施します。 また、関係機関や自治会、ボランティアなどに対し、各種研修会や講演会を通して、権利擁護に関する正しい理解の普及や見守り体制の充実を図ります。

事業名	成年後見制度利用支援事業
内 容	認知症により判断能力が不十分な高齢者の財産管理や契約などの支援及び権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、必要な方には、申立て支援や制度利用に係る費用を助成します。

事業名	地域福祉権利擁護事業
内 容	判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように、社会福祉協議会が福祉サービス等の利用援助を行う事業の普及・活用を図ります。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度活用支援 延人数	目標	50 人	50 人	55 人	80 人	85 人	90 人
	実績	36 人	81 人	75 人			
地域福祉権利擁護事業 活動支援延人数	目標	40 人	45 人	50 人	40 人	45 人	50 人
	実績	11 人	38 人	20 人			

施策の柱2 認知症サポートプログラム

～高齢者の尊厳が守られ穏やかに暮らせる社会～

4 認知症高齢者等に対する包括的・継続的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 認知症高齢者やその家族への支援については、認知症の早期発見・対応を軸に、認知症の症状に応じた適切な介護サービスはもちろんのこと、地域やボランティア等の支援が受けられる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本市では、認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域での支援サービスをつなぐ連携支援を推進しています。また、認知症の方やその家族を支援する相談支援を行いました。
- また、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスを作成し、認知症の方とその家族への継続的な支援を行うとともに、地域・医療・介護関係者がケアパスを目標共有ツールとして活用し、多職種連携の仕組みづくりを目指しているところです。
- こうした取組みは開始して間もない状況ですが、認知症への対応は喫緊の課題であることから、より実行力のある包括的・継続的な支援体制となるよう、課題の整理等についても分析していく必要があります。

【施策の方向性】

- 包括的・継続的な支援体制を構築していくため、地域包括支援センターを中核に位置付け、地域・医療・介護関係者等がつながる仕組みづくりを進めていきます。
- 地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が核となり、医療・介護・地域関係者等が有機的に連携し、認知症の方の容態の変化に応じた適時・適切な切れ目のない支援を提供します。

【施策・事業の展開例】

事業名	認知症地域支援推進員の配置
内 容	認知症地域支援推進員は専門的な視点を持ち、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務を行うコーディネーターとしての役割を担います。

事業名	認知症ケアパスの普及
内 容	認知症ケアパスとは、認知症の容態の変化に応じた適切な医療・介護サービス・地域での支援サービスや、ケア方法等を明示したもので、認知症の方とその家族が、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるのかわかるようになっています。また、支援者が目標を共有するツールとしても活用しています。 認知症ケアパスを広く普及し、多職種連携の仕組みづくりを促進することで、一体的・継続的な支援を行えるようにします。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症地域支援推進員 配置人数	目標	-	-	-	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			
認知症地域支援推進員 対応件数	目標	-	-	-	410件	425件	465件
	実績	325件	552件	400件			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

1 生きがいづくりの促進

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する一方で、生きがいやライフスタイルの多様化により、元気で活動的な高齢者も増えています。
- このような状況の中、それぞれが持つ生きがいは、学習・労働・地域貢献・趣味など様々ですが、高齢者が心豊かに生きがいを感じ、充実した生活を送るために、自らが持つ経験や知識を活かし社会参加をすることは、介護予防の観点からも非常に有効です。
- 本市では、各地域でふれあい・いきいきサロンが立ち上がり、高齢者の交流の場となっていますが、生活支援体制整備の充実や介護支援ボランティアポイント事業等の活動につなげることで、元気な高齢者の社会参加や生きがいづくりのさらなる促進が期待できます。
- また、こうした高齢者の活動の場を、現在、小中学校で進めているコミュニティ・スクールの活動と結びつけることで、子どもと大人の世代間交流にもつながることから、行政内での横の連携をさらに進め、地域にわかりやすい取組みにしていくことが地域づくりを推進する上で求められています。

【施策の方向性】

- 高齢者の生きがいづくり活動は、老人憩いの家やコミュニティセンター、自治会館など多様な場所で展開されています。本市では、超高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活していくために、コミュニティ協議会単位で生活支援体制を整備し、互助により支えあいながら生活していくスタイルを目標として事業展開を図っています。今後は、各地域で開催されているふれあい・いきいきサロンや地区の老人クラブなどが、高齢者の交流や生きがいの場として重要な役割を担うものと考えます。
- また、老人憩いの家の老朽化が進んでいることなども踏まえ、今後の活動拠点のあり方について検討していく必要があります。

【施策・事業の展開例】

事業名	地域ふれあいサロン活動支援事業
内 容	市内 77 箇所で実施しているふれあい・いきいきサロンについては、高齢者の交流と自発的な介護予防の取組みにつながることから、活動支援を行うとともに、サロンのない地域や自主運営が難しいサロンに対し、新たな立ち上げや運営支援などに取り組んでいきます。 また、サロンへの看護師の派遣やいきいき百歳体操の普及活動を通して、健康づくりや活動の活性化につなげていきます。

事業名	生涯学習サポートバンク事業
内 容	職業・趣味・生活などで身につけた知識や技能を講師や指導者として役立てたいと考えている人の登録を促進するとともに、その活用に努めます。

事業名	ことぶき教室
内 容	老人クラブが各地域で実施する、健康や年金、介護保険、医療制度など身近な暮らしに関することや、郷土史や環境問題などの幅広い講演会や研修会等を支援し、高齢者の多様な社会参加を推進します。

事業名	高齢期における学習機会の充実
内 容	高齢者の生きがいづくりや日々の生活のリズムづくりという視点から、趣味や教養、健康維持に関する学習機会の充実に努めます。

事業名	世代間交流事業
内 容	地域の高齢者が、中学生リーダー等との交流を通じて、自らが有する知識や経験、技術を活かし、教育支援や地域の伝統文化の継承などを行っています。 核家族化等により、家庭での世代間の交わりが減少しつつある中、子どもたちの豊かな心の成長につながるだけでなく、高齢者の生きがいづくりにもつながっていることから、今後も継続して実施していきます。

事業名	憩いの家の活用
内 容	憩いの家は、高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点として、さらには、趣味、教養、レクリエーション活動を通じた地域の高齢者相互の親睦や憩いの場として設置し利用されています。 一方で、施設の老朽化や利用者の固定化などの問題もあることから、ふれあい・いきいきサロンの普及など、身近な地域での憩いの場の展開も含め、地域活動拠点のあり方について検討します。

事業名	三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の活用促進
内 容	三島温泉健康交流施設は、市保有の三島温泉の泉源を活用し、市民の「健」「憩」「交」をコンセプトにつくられた温泉施設です。 これまで多くの方に利用され、入浴や憩いの場としてだけでなく、健康教室やウォーキング等の交流行事も開催されています。 今後も、高齢者をはじめ市民福祉の向上と健康交流を図るとともに、地域の交流拠点やまちの活性化につながるよう、施設の積極的な活用を図ります。

事業名	敬老行事
内 容	敬老の日を中心に各地区で祝いの行事が開催されていますが、高齢化に伴う対象者の増加に対し、参加率が伸びていない状況です。 コミュニティ・スクールの取組みと連携して実施するなど事業内容を見直す地域もあることから、市内外の先進的な取組みを参考にしながら、より多くの高齢者の参加につながる行事の開催に向けて取り組みます。

事業名	長寿者祝品支給
内 容	節目を迎える高齢者等に対し、祝品を支給することで、敬老の意を表し、高齢者の外出の機会の提供と福祉の増進を図ります。

事業名	老人クラブ活動の支援
内 容	老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支えあい、社会奉仕等を行い、地域間や世代間の交流を深め、地域に根ざした活動を行っています。特に見守り活動では重要な役割を担っています。 老人クラブの会員数は、高齢者人口の伸びと比べると、減少傾向にあります。今後の高齢社会を支える重要な互助の役割を担っていることから、団塊の世代が後期高齢者になる前に、加入促進や組織の活性化に向けた対応について、新たな視点を加えた取組みが必要となっています。

事業名	ボランティア活動への支援
内 容	元気な高齢者に地域福祉の担い手としてボランティア活動に参加してもらうためには、参加したい活動と支援が必要な活動をコーディネートする必要があることから、各地域での生活支援体制を活用して、ボランティア活動を支援します。 また、生涯学習等で学んだことをボランティア活動に活かすため、生涯学習センターとも連携を取り、参加促進を図っていきます。

事業名	就労の促進
内 容	高齢者に対する就労の機会を確保するために積極的な活動を行っているシルバー人材センターについて、介護人材が不足している中、介護分野におけるヘルパー事業の役割はますます重要となることから、会員の増強に向けた取組みを引き続き支援します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域ふれあいサロン活動 支援事業サロン数	目標	74 箇所	81 箇所	88 箇所	92 箇所	96 箇所	100 箇所
	実績	71 箇所	75 箇所	77 箇所			
老人クラブ (会員数)	目標	3,880 人	4,000 人	4,100 人	3,750 人	3,780 人	3,800 人
	実績	3,750 人	3,790 人	3,731 人			
老人クラブ (単位クラブ数)	目標	67 クラブ	67 クラブ	67 クラブ	68 クラブ	68 クラブ	68 クラブ
	実績	67 クラブ	69 クラブ	68 クラブ			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

2 健康づくりの促進

【現状と課題】

- 豊かで充実した人生を送るには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことが大切であり、そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守る」という意識をもち生涯を通じて市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組む必要があります。
- 特に、新規に要支援・要介護の認定を受けた方の主な原因疾患のうち、「脳血管疾患」については、生活習慣病が影響することも多く、「転倒・骨折」についても、食生活や普段の適度な運動等により防げる可能性のある疾病であることから、疾病予防や健康づくりに関する知識の普及啓発等を行い、疾病の予防・早期発見を図ることが大切です。
- 一方、疾病予防や健康づくりの重要性について、関心はあってもなかなか一人では行動する一步を踏み出せない人も多くいることから、ふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操など、みんなで取り組める「場」をこれまで以上に意識して各地域で展開することが求められています。

【施策の方向性】

- 健康づくりの取組みについては、ふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操など、みんなで取り組める「場」の推進や、各種検診の実施、疾病予防・早期発見を図る取組みなど、様々な角度からの支援を進めます。

【施策・事業の展開例】

事業名	食生活改善事業
内 容	栄養改善や健康維持及び介護予防の強化を図るため、高齢者を対象にした料理教室を、食生活改善推進協議会や地域活動栄養士会と連携し開催し、高齢期の食を学ぶ機会を提供します。

事業名	転倒骨折予防教室
内 容	要支援・要介護状態の要因となることが多い転倒骨折を未然に防止するため、各地域で体操教室を開催し、運動機能の維持・向上や健康の維持増進を図ります。

事業名	各種検診や予防接種の推進
内 容	骨粗鬆症検診について、予防の啓発を図り、骨粗鬆症の早期発見・早期治療につなげ、転倒・骨折などで要支援・要介護状態となることを予防します。 また、歯周病検診や他の検診、さらには、各種予防接種についても、その重要性について啓発強化を図り、受診率・接種率の向上に努めます。

事業名	光のあるくロードウォーキングラリー
内 容	毎日の歩数を記録し、地図上で全国を旅する「光のあるくロードマップ」を使ったウォーキングラリーを実施し、誰でも手軽に取り組み、運動習慣を獲得できる運動であるウォーキングを推進します。

事業名	はり・きゅう施術費助成
内 容	高齢者の生活と心身の安定を図るとともに、健康増進を目的とし、はり・きゅう施術費の一部を助成します。

事業名	こころの健康づくりの推進
内 容	高齢期は、健康不安や孤独感、介護問題など、精神的な不調をきたしやすい時期であることから、心の健康・増進のための啓発や取組みを推進します。 こころの体温計について、携帯電話やスマートフォンを使って気軽にメンタルヘルスチェックができ、相談窓口の情報を入手できる「こころの体温計」を導入しており、事業の周知に努めます。 癒しのカウンセリングについて、月に2回、臨床心理士による相談を受けています。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
転倒骨折予防教室 参加者数	目標	260 人	280 人	300 人	300 人	300 人	300 人
	実績	266 人	297 人	227 人			

施策の柱3 生きがい実感プログラム

～主体的に活動し生き生きと暮らせる社会～

3 介護予防事業の充実

【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施した結果、「認知機能の低下（41.9%）」「口腔機能の低下（30.4%）」「転倒リスク（28.0%）」「運動器の機能低下（12.7%）」の結果となっており、介護予防の取組みや要支援状態からの自立の促進、さらには、重度化防止に向けた取組みを推進していくことが大切です。
- 本市では、平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施していますが、これまでの介護予防給付に相当するサービスに加え、基準を緩和したサービスや専門職等が行う短期集中予防サービスの提供など、利用者の個々の状況に応じた魅力あるサービスについて、事業所と連携し取り組んでいく必要があります。
- また、平成28年度から推進しているいきいき百歳体操は、身近な地域での通いの場の創設や地域住民が主体的に実施できる介護予防や自立支援、社会参加の機会となっていることから、市内全域での普及啓発が求められています。

【施策の方向性】

- 平成29年度に導入した「介護予防・日常生活支援総合事業」については、利用状況を分析するとともに、介護サービス事業者のみならず、NPOや地域住民等の多様な主体が参画できるよう、普及啓発に取り組みます。
- いきいき百歳体操の普及にあたっては、リハビリ専門職や保健師など多職種が連携し、地域住民の自主的な活動の支援や効果的な心身機能の維持・向上の支援を推進します。

【施策・事業の展開例】

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス・基準緩和サービス）
内 容	要支援1・2及び事業対象者を対象に、これまでの介護予防給付に相当するサービスに加え、基準を緩和したサービスなど、介護予防・自立支援・重度化防止の視点から、利用者の個々の状況にあったサービスが受けられるよう、介護サービス事業所との連携を進めます。

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中予防サービス）
内 容	一時的な生活機能の低下がみられるが、専門職等による短期集中予防サービスの支援により回復が見込まれる方については、生活機能改善のための運動器機能向上プログラムのほか、状態に応じた口腔機能向上プログラム及び栄養改善プログラムを組み合わせ提供し、利用者の介護予防を図ります。

事業名	介護予防普及啓発事業
内 容	介護予防に関する知識の普及や啓発により、高齢者の介護予防意識や予防事業への参加促進を図るため、健康づくり・介護予防に関する出前講座や講演会の実施などの取組みを推進します。

事業名	いきいき百歳体操普及事業
内 容	地域住民が身近な地域の通いの場で主体となっていくことのできるいきいき百歳体操の普及を通して、高齢者の介護予防や自立支援、社会参加を促進します。

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業
内 容	いきいき百歳体操や地域ケア個別会議にリハビリ専門職を派遣し、高齢者の自立支援に向けた助言等を行うことにより、介護予防の取組みを総合的に支援します。

【目標指標】

項 目/年 度		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和サービス事業者数）	目標	-	-	-	10 事業者	10 事業者	10 事業者
	実績	-	-	10 事業者			
いきいき百歳体操実施団体数	目標	-	-	-	18 団体	30 団体	42 団体
	実績	-	2 団体	8 団体			
地域リハビリテーション活動支援事業支援回数	目標	-	-	-	22 回	24 回	24 回
	実績	-	2 回	15 回			

事業ピックアップ『いきいき百歳体操普及事業』

いきいき百歳体操とは

- 地域のみなさんが集まる身近な場所で、映像や音楽に合わせて行う体操です。
- 準備体操、筋力運動、整理体操で構成され、ゆっくりとした動きや椅子に座っての動きが中心なので、体力が低下している方でも行うことができます。
- 筋力運動では、負荷を変えられる「重り」を手首や足首に着けて、ゆっくりと手足を動かします。重りは一人ひとりの体力に応じて調整することができ、無理なく効果的に筋力をつけることができます。

自主的に「いきいき百歳体操」に取り組みたい団体を応援します

- ①概ね 65 歳以上の 5 名以上のグループ
 - ②週 1 ～ 2 回の自主活動が 3 ヶ月間以上継続できるグループ
- 2 つの条件を満たすグループに対して、自主活動に向けた支援を 4 回行います！

体操の効果

【参加者の声】

- ・外出の時、杖が必要だったけれど、体操をして杖がいなくなった。
- ・階段の上り下りができるようになった。
- ・買い物に歩いて行くのが楽になった。
- ・みんなと話しながらできることが楽しい。
- ・1 人では続けられないが、みんなとなら続けられる。

【体力測定の結果】

平成 28・29 年度にいきいき百歳体操に取り組んだ 8 団体 105 名を対象に体力測定を実施しました。3 ヶ月の取組み前後で平均値を比較すると、全ての項目で数値が向上し、運動能力が改善したことが分かります。

測定項目	取組前	取組後	比較
握力	22.8kg	23.3kg	0.5kg
開眼片足立ち	30.5秒	36.8秒	6.3秒
5 m 歩行	3.1秒	2.8秒	0.3秒
T U G （機能的移動能力）	8.1秒	7.8秒	0.3秒



第5章

介護保険制度に基づく 保険給付の見込みと保険料

- 1 介護保険制度改正の主な内容について
- 2 介護保険サービスの利用の見込み
- 3 介護保険事業費の見込み
- 4 第7期の介護保険料
- 5 2025年の介護保険サービスと保険料の見込み

1 介護保険制度改正の主な内容について

●高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が平成29年6月に公布されました。

●この改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つの視点から、主に以下の内容が実施されます。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

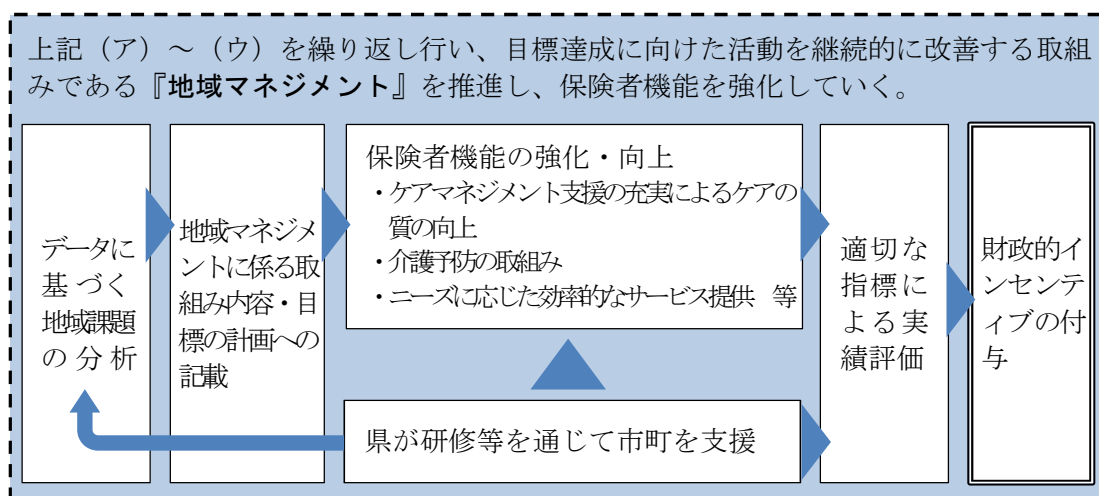
ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

（平成30年4月から実施）

（ア）各保険者が地域の実態把握・課題分析を行い、それに基づいた地域の目標を設定し、その達成に向けた計画を策定します。

（イ）地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組みを推進します。

（ウ）様々な取組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行います。



イ 医療・介護の連携の推進（平成30年4月から実施）

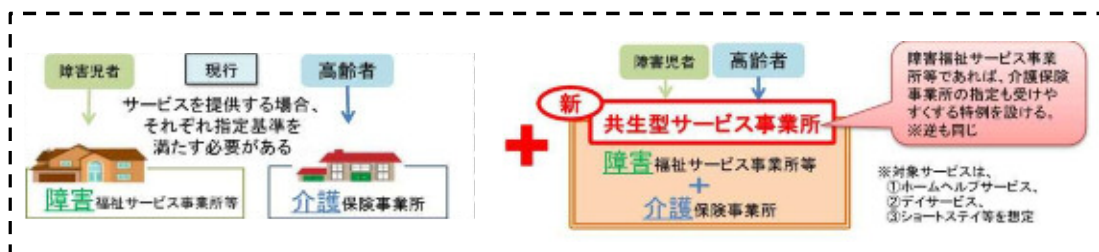
●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設することとしています。

■新たな介護保険施設の概要

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。 ※介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置付ける。
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進（平成30年4月から実施）

●高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けられるようにするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けることとしています。



※厚生労働省資料

エ 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化

（平成30年10月から実施）

●地域マネジメントを推進するため、保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組みを導入するものです。

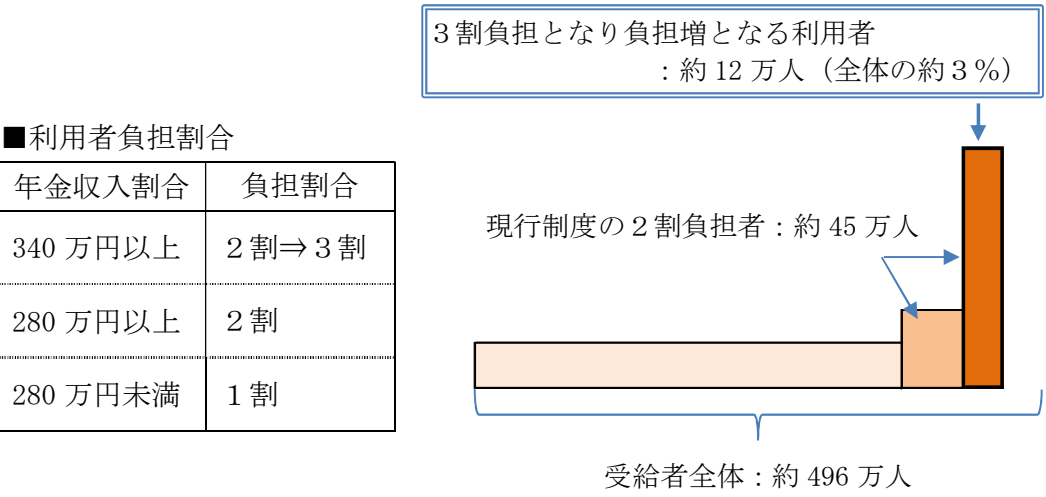
◆都道府県による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村が都道府県に意見を提出できるようにするとともに、都道府県はその意見を踏まえて、指定をするに当たって条件を付すことを可能とする。

◆小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みを導入する。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

ア 現役世代並み所得のある利用者の負担割合の見直し（平成30年8月から実施）

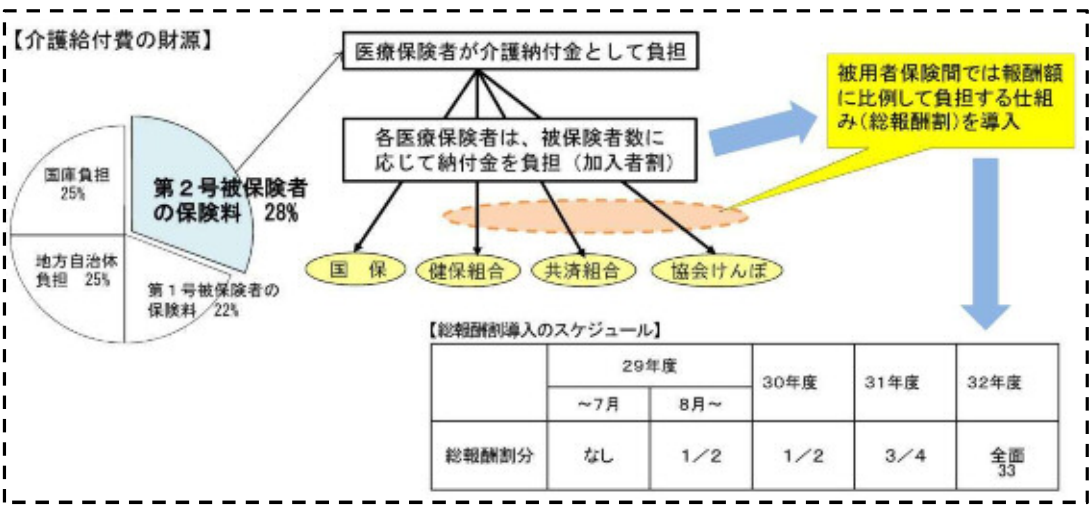
●世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げることとしています。



イ 介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分から実施）

●第2号被保険者（40～65歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

●各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である「加入者数に応じて負担」していますが、これを被用者保険間では「総報酬割（報酬額に比例した負担）」とするものです。（激変緩和の観点から段階的に導入）



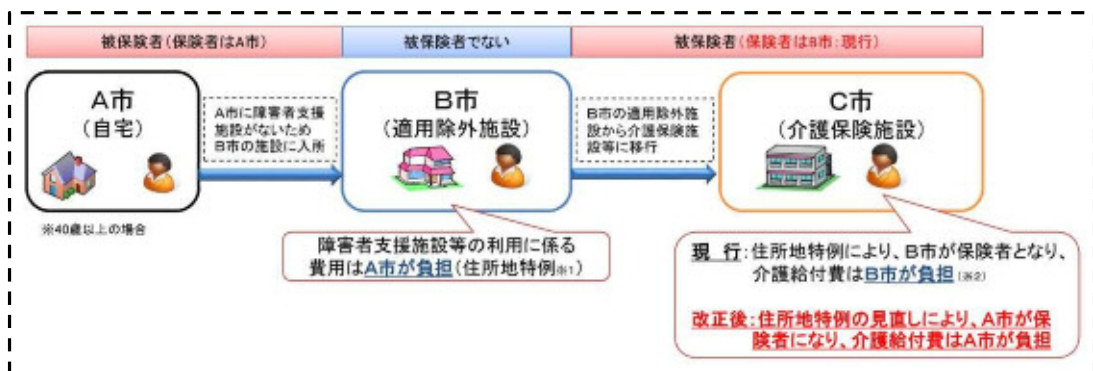
※上記【介護給付費の財源】のうち、「第2号被保険者の保険料」は28%から27%へ、「第1号被保険者の保険料」は22%から23%へ変更となります。

ウ 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し（平成30年4月から実施）

●障害福祉制度や生活保護制度では、障害者支援施設や救護施設に入所することで居住地を変更した場合、変更前の市町村がその入所に係る費用を負担する仕組みがあります。

●現行の介護保険制度では、他市町村から障害者支援施設等の介護保険の適用除外施設入所者が退所し、介護保険施設等に移った場合、適用除外施設所在市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになっています。

●このため、適用除外施設から退所し、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とするものとしたものです。



※厚生労働省資料

エ 福祉用具貸与の見直し（平成30年10月から実施）

●福祉用具は、利用者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っています。

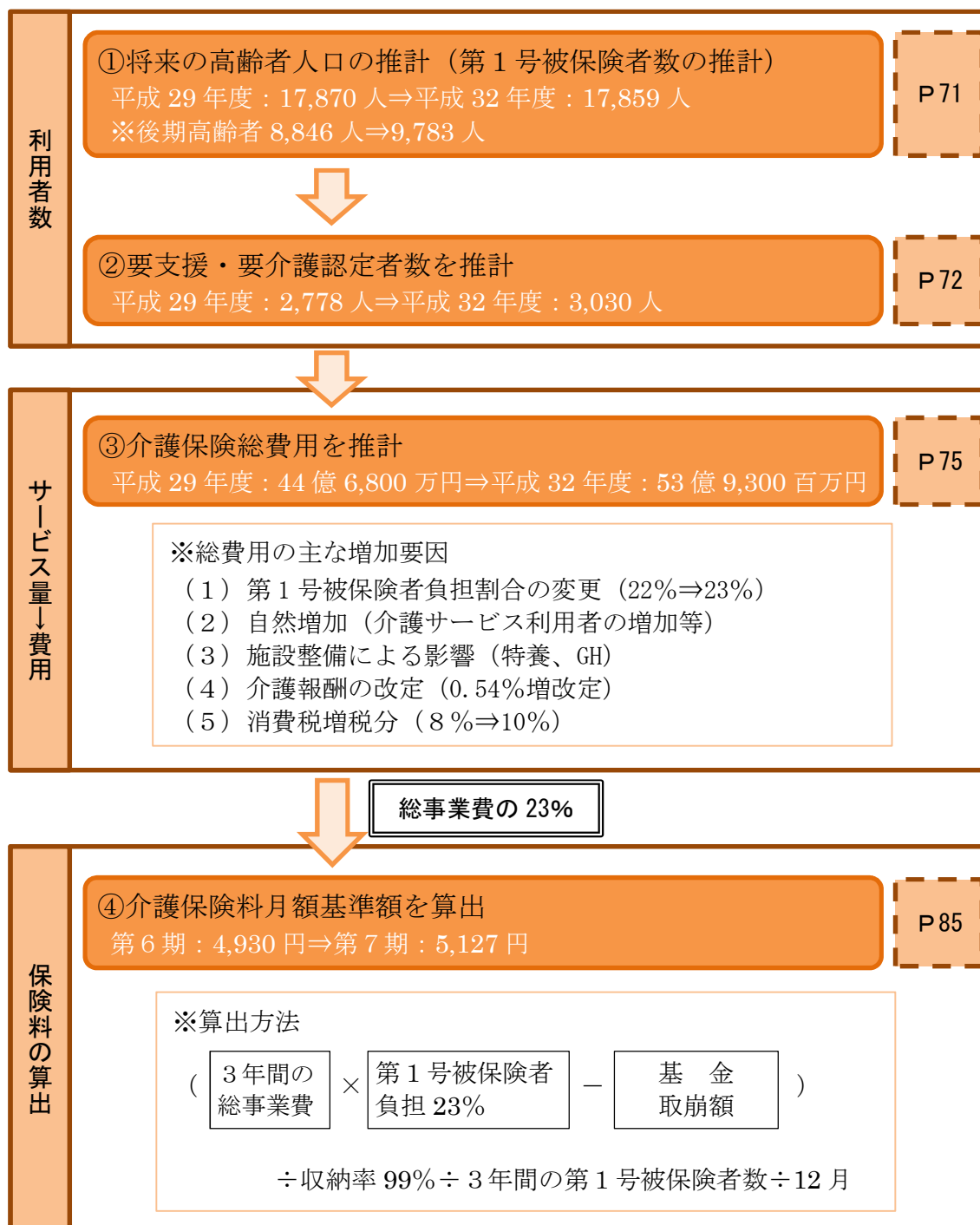
●この福祉用具の貸与について、貸与価格のばらつきが見られるため、国が当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格を公表するものです。

2 介護保険サービスの利用の見込み

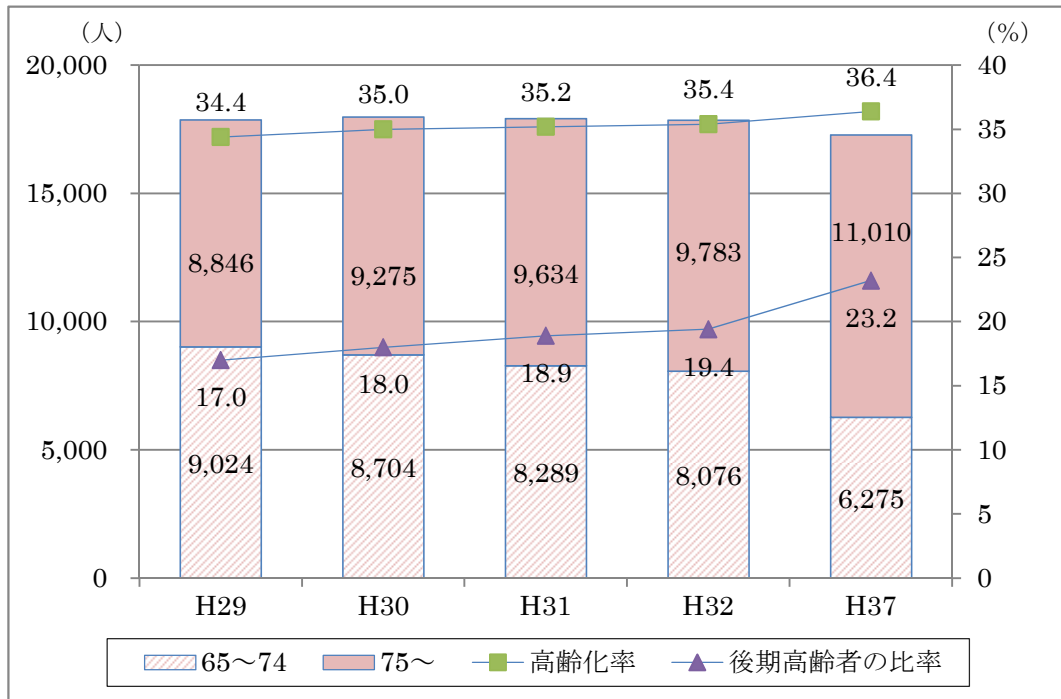
(1) 介護保険サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ

- 本計画では、国・県が示した方針に基づき、第6期計画期間中の給付実績や計画策定における市民ニーズ調査等を踏まえ、国の推計手順に従い、介護保険サービスの事業量を算出します。
- また、介護保険サービス見込量から、本計画中の介護保険料を算定しますが、算定の流れは以下のとおりとなります。

【介護保険料算定の流れ】



(2) 高齢者人口の見込み



(単位：人)

区分/年度	H29	H30	H31	H32	H37
総人口	51,906	51,442	50,949	50,425	47,494
65以上	17,870	17,979	17,923	17,859	17,285
(高齢化率)	34.4%	35.0%	35.2%	35.4%	36.4%
65～74	9,024	8,704	8,289	8,076	6,275
	17.4%	16.9%	16.3%	16.0%	13.2%
75～	8,846	9,275	9,634	9,783	11,010
	17.0%	18.0%	18.9%	19.4%	23.2%

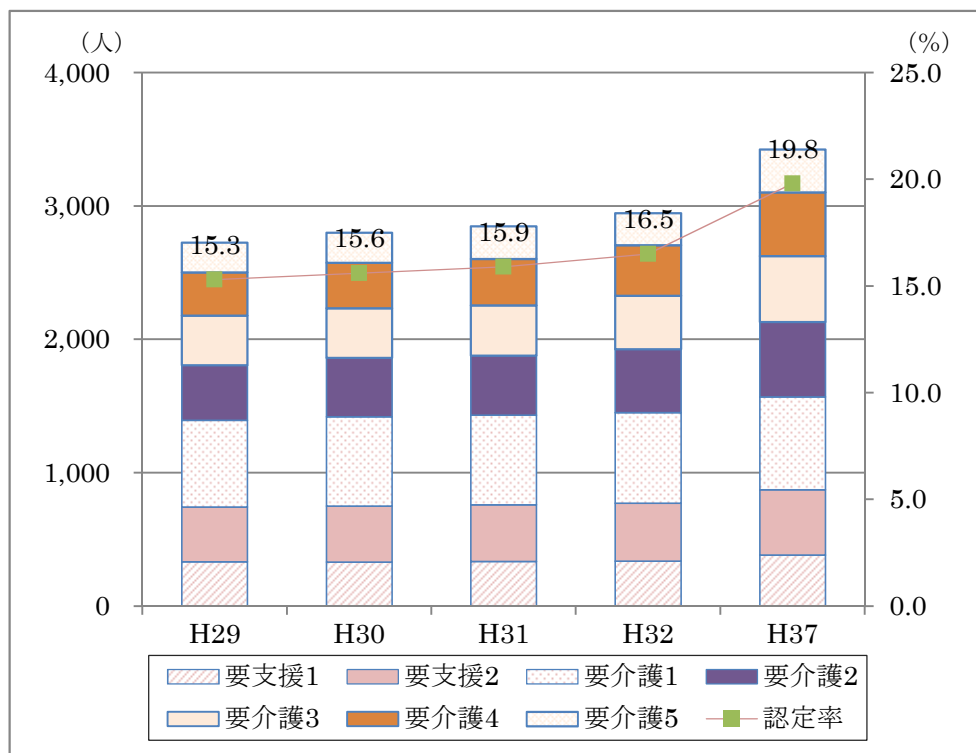
(3) 要介護（要支援）認定者数の推計

●要介護認定者数の将来推計については、平成29年度の要介護（要支援）認定者の性別・年齢別の発生率と前1年間の認定者の伸び率を基に、平成37年度までの要介護（要支援）認定者の推計を行っています。

●本計画の最終年度となる平成32年度には3,030人、平成37年度には3,508人に増加することが予測されます。

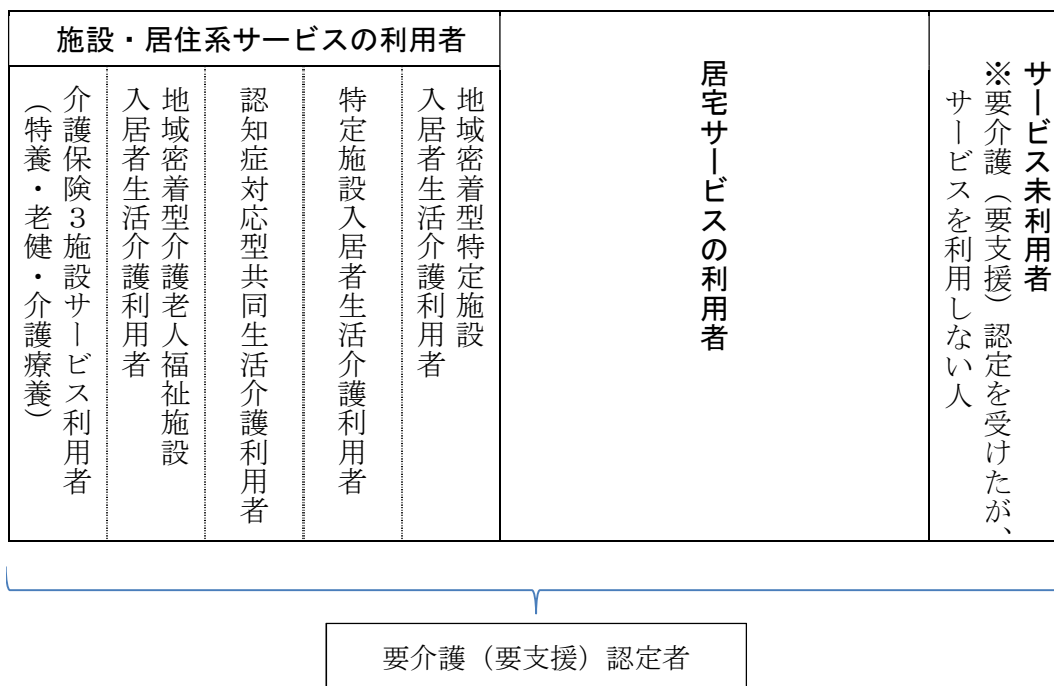
(単位：人)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要支援1	309	347	342	342	348	350	395
要支援2	397	418	423	431	437	452	507
小計	706	765	765	773	785	802	902
要介護1	646	650	659	679	685	693	711
要介護2	404	398	421	449	452	482	569
要介護3	310	333	376	377	384	411	502
要介護4	302	293	330	349	363	394	496
要介護5	261	258	227	232	249	248	328
小計	1,923	1,932	2,013	2,086	2,133	2,228	2,606
合計	2,629	2,697	2,778	2,859	2,918	3,030	3,508



(4) サービス利用者数の推計

●介護サービス見込み量の推計の考え方は、入所型の「施設・居住系サービス」と、在宅を基本とした「居宅サービス」に分けて整理されます。



ア 施設・居住系サービス量（利用者数）の推計

●施設・居住系サービス量（利用者数）の推計にあたっては、施設整備が行われな
い限り入居者数が大きく変化しないため、平成29年度のサービス別利用者見込数
を推計人数の基本とします。

●また、第7期中に施設整備が行われるサービスや、利用者の増加が見込まれるサ
ービスについて、利用者数の増加を見込むこととしています。

（単位：人）

区分/年度		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
施設	介護老人福祉施設	218	222	250	264	275	279	301
	介護老人保健施設	136	130	132	137	137	137	137
	介護医療院				0	5	30	40
	介護療養型医療施設	39	39	33	37	33	16	
	地域密着型介護老人福祉施設	31	33	35	38	38	67	67
居住系	認知症対応型共同生活介護	83	80	81	73	73	91	91
	特定施設入居者生活介護	73	80	85	89	94	99	114
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合計		580	584	616	638	655	719	750

イ 居宅サービスの利用対象者数の推計

●要介護（要支援）認定者数の見込みから、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数が、居宅サービスの利用対象者となります。

(単位：人)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要支援1	307	344	339	339	345	347	391
要支援2	396	415	418	424	428	441	492
小計	703	759	757	763	773	788	883
要介護1	572	576	587	605	611	614	624
要介護2	322	328	350	380	383	409	495
要介護3	194	199	233	229	230	242	331
要介護4	141	138	155	170	180	188	286
要介護5	117	113	80	74	86	70	139
小計	1,346	1,354	1,405	1,458	1,490	1,523	1,875
合計	2,049	2,113	2,162	2,221	2,263	2,311	2,758

ウ 居宅サービスの受給者の推計

●上記イのうち、実際にサービスを利用する人数（受給者数）は、認定者数の増加に伴って増加していく傾向にあり、第7期計画期間においても、認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

●ただし、施設・居住系サービスの整備が行われる年度については、整備量に応じて居宅サービス利用対象者が減少するものとして推計しており、それに合わせて居宅サービスの受給者数の減少を見込みます。

(単位：人)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要支援1	228	228	227	229	232	167	188
要支援2	314	321	350	358	364	269	300
小計	542	549	577	587	596	436	488
要介護1	472	476	492	508	520	525	533
要介護2	281	278	313	339	348	373	452
要介護3	173	181	169	162	161	173	236
要介護4	110	115	105	116	121	131	199
要介護5	71	71	56	53	62	52	104
小計	1,107	1,121	1,135	1,178	1,212	1,254	1,524
合計	1,649	1,670	1,712	1,765	1,808	1,690	2,012

3 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービスの総給付費の見込み

●第6期計画期間中の給付実績等に基づき、サービス別の利用者数や利用見込回数を推計し、1回あたりの給付費見込みを乗じて推計しています。

ア 介護給付費（要介護1～5）の見込み

●居宅サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
訪問介護							
給付費	230,955	228,731	229,433	265,244	275,859	279,748	315,409
回数	7,517.4	7,639.1	7,557.8	8,692.6	9,033.5	9,163.7	10,319
人数	311	320	321	354	366	372	413
訪問入浴介護							
給付費	11,638	11,804	13,574	15,096	15,251	15,789	16,900
回数	85	87	97	108	109	113	121
人数	14	15	15	17	18	18	19
訪問看護							
給付費	32,126	33,792	44,263	46,061	48,177	49,209	54,823
回数	596	637	830	859	898	917	1,023
人数	71	76	91	97	101	103	114
訪問リハビリテーション							
給付費	5,520	6,396	8,459	7,479	8,043	8,589	11,983
回数	163	187	246	218	234	249	347
人数	14	17	23	19	20	22	31
居宅療養管理指導							
給付費	7,518	9,415	11,340	11,587	12,143	12,289	13,758
人数	117	135	160	164	172	174	195
通所介護							
給付費	646,632	521,502	591,893	640,054	682,341	736,579	1,023,217
回数	6,998	5,821	6,540	7,068	7,561	8,147	11,384
人数	630	533	564	581	598	615	729
通所リハビリテーション							
給付費	173,591	163,412	163,462	170,884	176,664	179,904	201,929
回数	1,702	1,630	1,605	1,642	1,698	1,725	1,916
人数	177	172	162	162	167	170	189

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
短期入所生活介護							
給付費	228,763	229,704	197,423	228,714	231,478	250,980	252,152
回数	2,410	2,452	2,068	2,369	2,379	2,575	2,538
人数	173	175	170	182	179	194	180
短期入所療養介護（老健）							
給付費	7,711	6,714	1,586	5,910	6,002	6,484	7,464
回数	61	55	13	47	48	51	59
人数	8	7	2	16	16	17	20
短期入所療養介護（病院等）							
給付費	7,174	8,214	16,529	11,103	12,061	12,167	12,946
回数	72	85	158	95	107	107	115
人数	7	9	15	10	11	11	13
福祉用具貸与							
給付費	70,845	70,419	73,846	78,785	81,794	83,254	93,226
人数	518	525	544	573	594	605	676
特定福祉用具購入費							
給付費	3,154	3,197	2,546	4,031	5,233	6,627	9,526
人数	10	10	9	15	20	25	36
住宅改修費							
給付費	10,852	8,809	10,505	12,030	12,232	12,604	14,382
人数	10	9	10	12	12	13	15
特定施設入居者生活介護							
給付費	142,231	146,161	153,416	161,668	168,132	173,929	195,089
人数	70	74	75	79	82	85	95
居宅介護支援							
給付費	164,093	167,321	170,132	191,563	202,715	213,510	245,583
人数	1,034	1,062	1,063	1,180	1,240	1,302	1,487
給付費（小計）							
※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
A	1,742,803	1,615,589	1,688,407	1,850,209	1,938,125	2,041,662	2,468,387

●地域密着型サービス

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
給付費	0	0	0	0	0	11,094	40,741
人数	0	0	0	0	0	5	23
夜間対応型訪問介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護							
給付費	78,160	69,641	77,836	78,786	79,595	83,281	96,156
回数	622	568	614	620	629	661	759
人数	54	48	54	53	55	59	67
小規模多機能型居宅介護							
給付費	202,808	213,057	280,627	261,566	271,037	274,443	309,476
人数	81	89	113	107	111	113	127
認知症対応型共同生活介護							
給付費	245,066	237,049	248,300	224,281	224,381	279,756	279,756
人数	83	80	81	73	73	91	91
地域密着型特定施設入居者生活介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
給付費	90,258	95,093	103,548	114,670	115,084	204,836	205,858
人数	31	33	35	38	38	67	67
看護小規模多機能型居宅介護							
給付費	0	0	0	0	0	69,373	69,373
人数	0	0	0	0	0	25	25
地域密着型通所介護							
給付費		124,994	141,195	157,196	168,281	184,611	271,653
回数		1,503	1,514	1,666	1,783	1,930	2,778
人数		140	144	152	163	174	248
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
B	616,293	739,834	851,506	836,499	858,378	1,107,394	1,273,013

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

●施設サービス

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護老人福祉施設							
給付費	654,789	663,681	780,002	828,113	862,947	875,627	944,308
人数	218	222	250	264	275	279	301
介護老人保健施設							
給付費	417,427	396,146	409,308	427,186	427,377	427,377	427,377
人数	136	130	132	137	137	137	137
介護医療院							
給付費				0	19,317	114,635	147,836
人数				0	5	30	40
介護療養型医療施設							
給付費	145,953	141,091	125,516	139,763	124,313	59,785	
人数	39	39	33	37	33	16	
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
C	1,218,169	1,200,918	1,314,826	1,395,062	1,433,954	1,477,424	1,519,521

イ 介護予防給付費（要支援１・２）の見込み

●介護予防サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護予防訪問介護							
給付費	31,907	34,514	29,079				
人数	154	161	133				
介護予防訪問入浴介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護							
給付費	3,201	6,084	11,554	8,055	8,366	8,704	9,658
回数	76.9	132.7	290.2	199.2	207.6	215.1	239.4
人数	11	20	37	25	26	27	30
介護予防訪問リハビリテーション							
給付費	1,228	2,044	1,760	2,043	2,103	2,193	2,549
回数	36.1	63.4	52.8	58.9	62.6	61.9	71.6
人数	3	7	7	7	8	7	8
介護予防居宅療養管理指導							
給付費	366	738	1,331	1,049	1,081	1,112	1,232
人数	5	9	15	15	16	17	19
介護予防通所介護							
給付費	98,448	96,919	77,593				
人数	305	308	245				
介護予防通所リハビリテーション							
給付費	23,636	25,411	23,192	24,349	25,299	25,756	29,032
人数	62	68	64	67	70	71	81
介護予防短期入所生活介護							
給付費	4,945	6,841	8,043	10,771	12,641	14,397	23,615
回数	72.9	100.8	128.8	169.2	198.8	222.2	364.0
人数	11	12	14	17	20	22	36
介護予防短期入所療養介護（老健）							
給付費	306	336	44	0	0	0	0
回数	6.1	6.3	0.8	0	0	0	0
人数	1	1	1	0	0	0	0

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護予防短期入所療養介護（病院等）							
給付費	0	42	0	0	0	0	0
回数	0	0.6	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与							
給付費	13,685	14,452	15,333	16,899	17,581	18,052	20,089
人数	209	220	224	248	259	266	297
特定介護予防福祉用具購入費							
給付費	1,580	1,533	2,120	2,477	2,650	2,679	11,926
人数	6	6	8	8	8	9	36
介護予防住宅改修費							
給付費	8,815	7,642	10,702	10,217	11,322	11,375	12,481
人数	9	8	9	9	10	10	11
介護予防特定施設入居者生活介護							
給付費	2,804	5,174	9,050	9,220	11,275	13,326	18,110
人数	3	6	10	10	12	14	19
介護予防支援							
給付費	27,482	28,329	26,591	29,035	29,529	30,224	34,074
人数	516	531	500	543	552	565	637
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
D	218,404	230,059	216,390	114,115	121,847	127,818	162,766

●地域密着型介護予防サービス（単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月）

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護予防認知症対応型通所介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護							
給付費	6,705	9,901	8,351	8,488	8,853	9,410	10,525
人数	10	13	12	12	12	13	15
介護予防認知症対応型共同生活介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
E	6,705	9,901	8,351	8,488	8,853	9,410	10,525

ウ 総給付費見込額 (A+B+C+D+E)

(単位：千円)

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
在宅サービス	2,103,845	2,111,906	2,250,340	2,299,472	2,408,331	2,614,437	3,215,878
居住系サービス	390,101	388,383	410,766	395,169	403,788	467,011	492,955
施設サービス	1,308,427	1,296,012	1,418,374	1,509,732	1,549,038	1,682,260	1,725,379
合計	3,802,374	3,796,301	4,079,480	4,204,373	4,361,157	4,763,708	5,434,212

(2) その他給付額等の見込み

ア 特定入所者介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1日の食費・居住費（滞在費）の利用者負担額に上限を設け、上限を超える額について介護保険から施設に支払うことにより、負担軽減を図ります。

イ 高額介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1割又は2割の利用料が高額になった場合、世帯での月単位の負担に上限を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

ウ 高額医療合算介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、介護利用料と医療費の自己負担が高額になった場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し限度額を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

エ 審査支払手数料

●介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、山口県国民健康保険団体連合会に支払います。

(単位：千円)

区分/年度	H30	H31	H32	H37
特定入所者介護サービス費等給付額	151,064	156,956	159,310	179,461
高額介護サービス費等給付額	99,635	108,936	119,106	130,225
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,639	15,639	16,708	17,850
審査支払手数料	5,654	5,851	6,054	6,265
合計	270,992	287,382	301,178	333,801

(3) 標準給付費の見込み

●標準給付費とは、「(1) 介護サービスの総給付費の見込み」で算出した総給付費見込額と、「(2) その他給付額等見込み」で算出したその他給付額等見込額で構成されます。

(単位：千円)

区分/年度		H30	H31	H32	合計
総給付費見込額（調整後）※		4,201,861	4,409,547	4,826,114	13,437,522
その他給付額等見込額	一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	▲2,512	▲3,944	▲4,286	▲10,742
	消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	52,334	66,692	119,026
	特定入所者介護サービス費等給付額	151,064	156,956	159,310	467,330
	高額介護サービス費等給付額	99,635	108,936	119,106	327,677
その他給付額等見込額	高額医療合算介護サービス費等給付額	14,639	15,639	16,708	46,986
	審査支払手数料	5,654	5,851	6,054	17,559
合計		4,472,853	4,696,929	5,127,292	14,297,074

※第7期計画では、介護保険法の改正による「一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額」及び平成31年10月からの消費税率の変更（8%⇒10%）に伴う影響額を加味して総給付費の見込みを算出します。

(4) 地域支援事業費の見込み

●地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

(単位：千円)

区分/年度	H30	H31	H32	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	178,690	187,124	191,623	557,437
うち第1号訪問事業	38,349	40,289	41,376	120,014
うち第1号通所事業	111,500	117,132	120,289	348,921
包括的支援事業・任意事業費	66,179	72,449	73,429	212,057
合計	244,869	259,573	265,052	769,494

■地域支援事業の主なもの

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
訪問型サービス							
件数	-	-	-	2,240	2,327	2,363	2,659
通所型サービス							
件数	-	-	-	4,594	4,772	4,846	5,454
介護予防ケアマネジメント							
件数	-	-	-	3,984	4,140	4,204	4,731
転倒骨折予防教室							
参加者数	366	297	227	300	300	300	300
地域ふれあいサロン活動支援事業							
団体数	71	75	77	92	96	100	118
いきいき百歳体操普及事業							
団体数	-	2	8	18	30	42	70
介護支援ボランティアポイント事業							
サポーター数	134	144	200	230	250	270	270
地域リハビリテーション活動支援事業							
活動回数	-	2	15	22	24	24	30

イ 包括的支援事業・任意事業費

区分/年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護支援専門員活動支援							
支援延件数	366	200	200	210	220	250	300
総合相談事業							
相談延件数	2,403	3,123	3,050	3,100	3,200	3,300	3,500
認知症初期集中支援推進事業							
チーム対応件数	-	-	2	10	12	15	20
ひかり見守りネット（登録者）							
登録者数	25	50	67	70	80	90	100
ひかり見守りネット（協力事業者）							
協力事業者数	115	115	174	200	230	260	300
地域ケア会議推進事業							
会議開催回数	34	39	40	47	52	60	70
成年後見制度利用支援事業							
相談件数	36	81	75	80	85	90	100
生活支援体制整備事業							
協議体数	-	-	-	5	5	6	12

（５）介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

●第1号被保険者の介護保険料算定の基礎となる介護保険事業の総費用見込額は、「（３）標準給付費の見込み」で算出した標準給付費見込額と、「（４）地域支援事業費の見込み」で算出した地域支援事業費見込額で構成されます。

（単位：千円）

区分/年度	H30	H31	H32	合計
標準給付費見込額	4,472,853	4,696,929	5,127,292	14,297,074
地域支援事業費見込額	244,869	259,573	265,052	769,494
合計	4,717,722	4,956,502	5,392,344	15,066,568

4 第7期の介護保険料

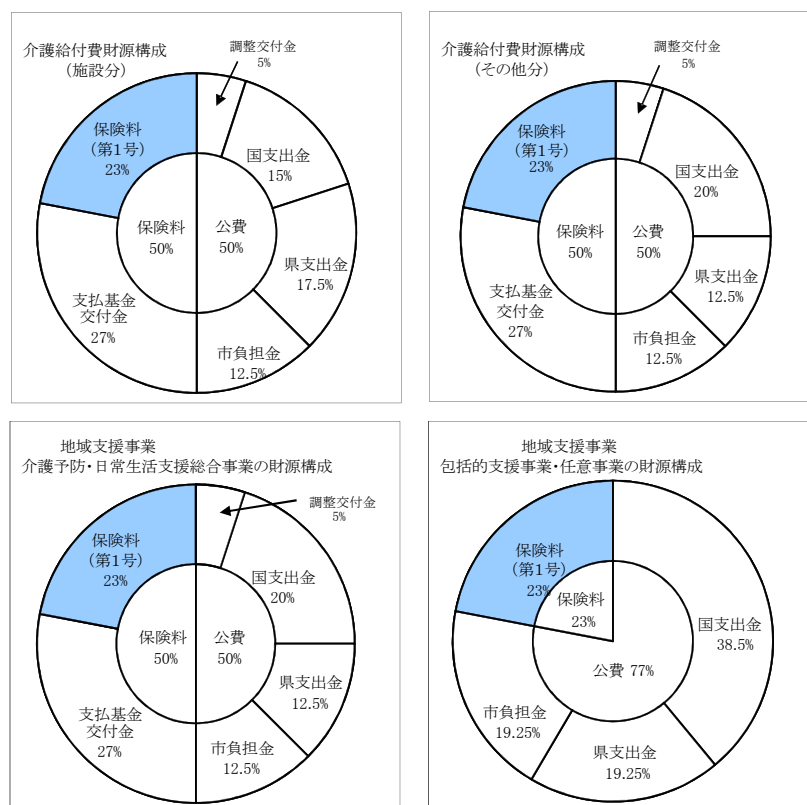
●介護保険制度は、市民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

●また、介護保険制度は3か年を中期財政運営期間として定めており、介護保険料についても原則3か年同額とされています。

(1) 介護保険事業の財源構成

●保険給付に要する費用に対して、第1号被保険者の負担する割合は、第6期中（平成27～29年度）は22%でしたが、全国的な高齢者の増加による人口構成割合の変化に伴い、第7期中（平成30～32年度）は23%に変更されます。

●その他の財源構成については、国・山口県・光市の公費負担や第2号被保険者保険料（支払基金交付金）として賄われますが、介護保険事業の種類ごとに、それぞれ負担割合が異なります。



(2) 保険料の算定

- 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額に、調整交付金による調整等を行って介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率で補正した上で、第1号被保険者1人あたりの介護保険料基準額を求めます。
- この結果、第7期介護保険料基準額は年額61,520円(月額5,127円)となります。

第6期介護保険料基準額の算出

(単位:千円)

区 分/年 度		H30	H31	H32	合計
標準給付費見込額 (A)		4,472,853	4,696,929	5,127,292	14,297,074
地域支援事業費見込額 (B)		244,869	259,573	265,052	769,494
うち介護予防・日常生活支援総合事業 (C)		178,690	187,124	191,623	557,437
調整交付金見込額(D)【(A+C)×E】		214,901	242,249	271,265	728,415
調整交付金見込交付割合 (E)		4.62%	4.96%	5.10%	
	交付割合＝5%＋(23%－23%×F×G)				
後期高齢者加入割合補正係数 (F)		0.9934	0.9791	0.9729	
2区分		0.9803	0.9616	0.9537	
3区分		1.0064	0.9965	0.9920	
所得段階別加入割合補正係数 (G)		1.0233	1.0233	1.0233	
財政安定化基金拠出金見込額 (H)		標準給付費の0.0%			0
財政安定化基金償還金 (I)		0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (J)		1,632	94,939	103,429	200,000
市町村特別給付費等 (K)		0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)		$((A+C) \times 28\% - D + H + I - J + K) + ((B-C) \times 23\%)$			3,279,621
予定介護保険料収納率 (M)					99%
弾力化後被保険者数 (N) ※1		18,007人	17,951人	17,886人	53,844人
介護保険料基準額	(年額) ※2				61,520円
	(月額) ※3				5,127円

※1…弾力化(所得段階別加入割合補正)後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

※2…介護保険料基準額(年額)=(L)÷(M)÷(N)×1,000(10円未満切り捨て)

※3…介護保険料基準額(月額)=介護保険料基準額(年額)÷12(小数点以下四捨五入)

(3) 介護給付費準備基金の取崩し

●介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩します。

●計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたっての引き下げ財源とすることとなっています。

●本市の平成 29 年度末の基金積立額は約 3 億 2 千万円を見込んでおり、このうち 2 億円を第 7 期の 3 年間で取崩し、介護保険事業の財源として活用します。

光市介護給付費準備基金の第 6 期末残高見込み

単位：千円

区分/年度	第 6 期		
	H27	H28	H29 (見込み※)
積立額	56,907	41,353	85,837
取崩額	1,754	13,733	21,665
年度末保有額	226,876	254,496	318,668

※平成 30 年 3 月末現在の残高見込み

(4) 第6期介護保険料との増減比較

●第7期の介護保険料基準額年額 61,520 円 (月額 5,127 円) は、第6期の介護保険料基準額年額 59,160 円 (月額 4,930 円) と比較して、4.0%増、年額 2,360 円 (月額 197 円) の増加となります。

●月額 197 円増加の内訳は次のとおりです。

第6期保険料基準月額		4,930 円
増減理由	①第1号被保険者負担割合の変更 (22%⇒23%) 介護保険法の改正により、第1号被保険者の介護保険料負担割合が22%から23%へ増えることによる負担増	231 円
	②自然増加 (介護サービス利用者の増加等) 後期高齢者の増等による要介護・要支援認定者数の増加に伴う給付費の増による負担増	117 円
	③施設整備による影響 (特養、グループホーム) 特別養護老人ホーム (60 床) 及びグループホーム (18 床) の整備に伴う給付費の増による負担増	78 円
	④介護報酬の改定 (0.54%増額改定) 0.54%の介護報酬改定されたことによる負担増	39 円
	⑤消費税増税分 平成31年10月から消費税率が8%から10%に改定されることによる負担増	42 円
	⑥介護給付費準備基金の取崩し (2億円) 平成29年度末の基金残高約3億2千万円のうち、2億円を第7期中に取り崩すことによる負担減	▲310 円
第7期保険料基準月額		5,127 円
第6期比		4.0%増

(5) 第7期介護保険料の所得段階設定

●第7期介護保険料の所得段階は、第6期と同じく11段階とし、所得水準に応じたきめ細やかな保険料を設定しています。

※国の法改正により、基準所得金額について、市町村民税本人課税層に当たる第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ120万円、200万円及び300万円としましたが、本市は第6期と同じ区分にしています。

●第6期に引き続き、消費税を財源とした公費の導入により、第1段階の保険料率を0.5から0.45へ引き下げ、保険料を軽減しています。(次ページ参照)

所得段階の区分		年額（月額※）	
		第7期	（参考） 第6期
第1段階 （基準額×0.45）	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	27,680円 (2,307円)	26,620円 (2,219円)
第2段階 （基準額×0.7）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下のもの	43,060円 (3,589円)	41,410円 (3,451円)
第3段階 （基準額×0.75）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超えるもの	46,140円 (3,845円)	44,370円 (3,698円)
第4段階 （基準額×0.875）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	53,830円 (4,486円)	51,760円 (4,314円)
第5段階 （基準額）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階対象者以外のもの	61,520円 (5,127円)	59,160円 (4,930円)
第6段階 （基準額×1.125）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの	69,210円 (5,768円)	66,550円 (5,546円)
第7段階 （基準額×1.25）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの	76,900円 (6,409円)	73,950円 (6,163円)
第8段階 （基準額×1.5）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの	92,280円 (7,690円)	88,740円 (7,395円)
第9段階 （基準額×1.55）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満のもの	95,350円 (7,946円)	91,690円 (7,642円)
第10段階 （基準額×1.825）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上700万円未満のもの	112,270円 (9,356円)	107,960円 (8,997円)
第11段階 （基準額×2.1）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が700万円以上のもの	129,190円 (10,766円)	124,230円 (10,353円)

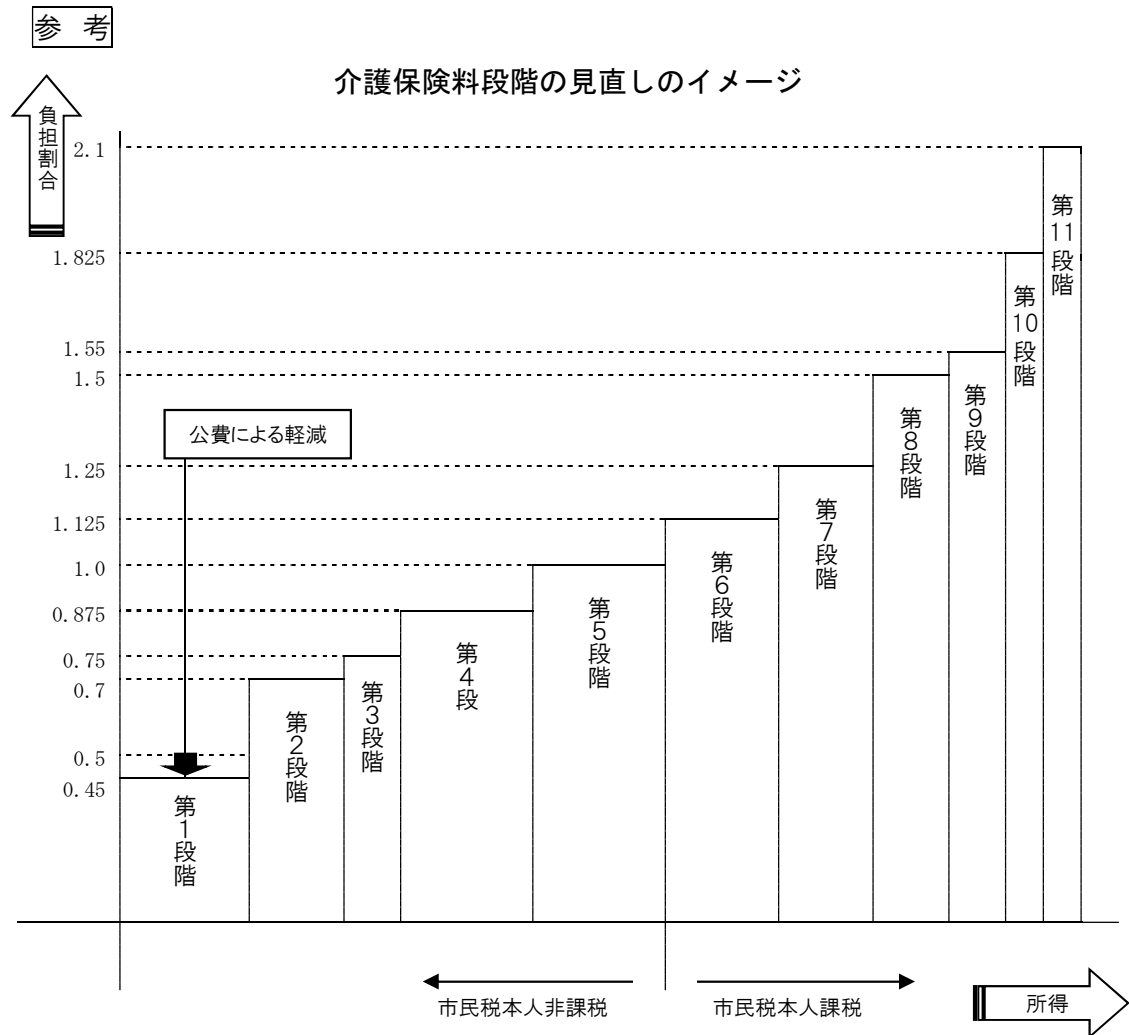
※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※月額は参考値（小数点以下切り上げ）

【低所得者への軽減強化】

- 低所得者の保険料軽減を行うため、第1段階の保険料率について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減しています。（平成27年4月から実施）
- なお、平成31年10月からの消費税10%の引き上げに伴う、軽減対象の拡充（第3段階までの市民税非課税世帯全体）について、「完全実施の時期については今後の予算編成過程において検討（国）」となっています。

平成27年4月から実施		実施時期未定	
対象段階	保険料基準割合	対象段階	保険料基準割合
第1段階	0.5⇒0.45（▲0.05）	第1段階	0.45⇒0.3（▲0.15）
		第2段階	0.75⇒0.5（▲0.25）
		第3段階	0.75⇒0.7（▲0.05）



5 2025年の介護保険サービスと保険料の見込み

●団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な取組みを進めていく必要があります。

●このため本項では、第7期中のサービス種類や介護報酬等を前提条件として、2025年における介護保険サービスと保険料の予測をたてています。

(1) 2025年における高齢者人口の予測

(単位：人)

区分/年度		H29		H32		H37
総人口 (増減率)		51,906 (-)		50,425 (▲2.9%)		47,494 (▲5.8%)
高齢者数 (増減率)		17,870 (-)		17,859 ▲0.1%		17,285 (▲3.2%)
	高齢化率	34.4%	→	35.4%	→	36.4%
65～74	人口	9,024		8,076		6,275
	高齢化率	17.4%		16.0%		13.2%
75～	人口	8,846		9,783		11,010
	高齢化率	17.0%		19.4%		23.2%

(2) 2025年における要介護（要支援）認定者数の予測

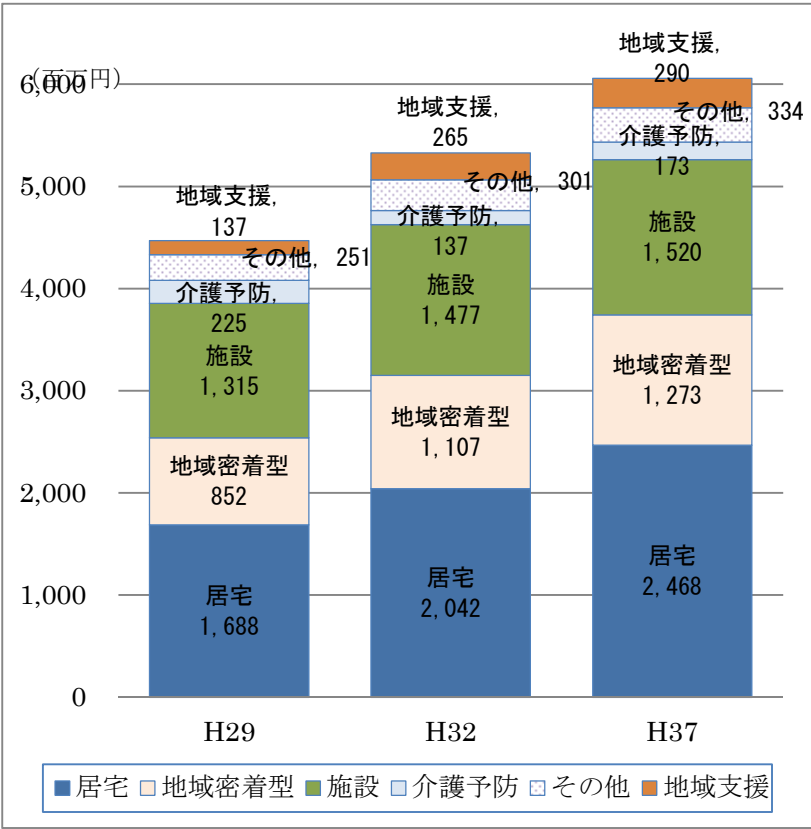
(単位：人)

区分/年度	H29		H32		H37
要支援者 (増減率)	765 (-)		802 (4.8%)		902 (12.4%)
要介護者 (増減率)	2,013 (-)	→	2,228 (10.7%)	→	2,606 (16.9%)
合計	2,778		3,030		3,508
認定率	15.3%		16.5%		19.8%

(3) 2025年の総事業費の予測

(単位：千円)

区分/年度	H29		H32		H37
居宅サービス (増減率)	1,688,407 (-)		2,041,662 (20.9%)		2,468,387 (20.9%)
地域密着型サービス (増減率)	851,506 (-)		1,107,394 (30.1%)		1,273,013 (15.0%)
施設サービス (増減率)	1,314,826 (-)		1,477,424 (12.4%)		1,519,521 (2.8%)
介護予防サービス (増減率)	224,741 (-)	→	137,228 (▲38.9%)	→	173,291 (26.3%)
その他給付額等 (増減率)	250,971 (-)		301,178 (20.0%)		333,801 (10.8%)
地域支援事業費 (増減率)	137,064 (-)		265,052 (93.4%)		289,559 (9.2%)
合計	4,467,515		5,329,938		6,057,572



(4) 2025年の介護保険料月額基準額の予測

●2025年の介護保険料月額基準額は、上記(1)～(3)を用いて推計すると、第7期の約1.45倍になる見込みです。



※国の平成30年5月8日付文書により、2025年における第1号被保険者負担割合が25%から23.4%に変更となりました。
変更後の割合で試算した結果、2025年の月額基準額は6,972円となります。

第6章

計画の推進

- 1 市民参加の促進
- 2 連携体制の強化
- 3 計画の進行管理

1 市民参加の促進

(1) 市民参加の促進

●本計画の推進にあたっては、計画に基づく、各種の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を総合的に展開するとともに、地域共生社会の実現に向け、新たに「つながり」「場づくり」をキーワードとし、地域ぐるみの幅広い支援や支えあいの絆を広げることで、市民の積極的な参加による地域福祉コミュニティの構築に取り組みます。

●このため、介護保険制度をはじめとする保健福祉施策についての積極的かつ的確な情報提供に加え、自分でできることは自ら実践し、地域住民自らが地域社会を支えるという自助・互助意識の高揚に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、市民の総参加による高齢者への支援体制の構築を目指すことにより本計画の推進を図ります。

(2) 地域福祉活動の推進

●高齢者が安心して暮らすためには、充実したサービス提供に加え、地域での和や支え合いが不可欠です。ライフスタイルの変化等により弱体化した「互助」の再構築を図るとともに、地域福祉を担う光市社会福祉協議会との連携により、介護支援ボランティアポイント事業や生活支援体制整備事業等を通して、ボランティアの人材の発掘や新たな担い手の育成・支援を展開し、本計画を推進します。

2 連携体制の強化

(1) 保健・医療・福祉の連携

●住み慣れた地域での暮らしを継続できるようにするためには、介護サービスだけでなく、これまで以上に在宅医療の重要性が高まります。

●このため、かかりつけ医を中心とした在宅医療の充実を図るとともに、今後の在宅医療ニーズに対応できるよう、光市医師会等との連携を強化し、包括的な連携体制の拡充を目指します。

●また、関係機関とのつなぎ役として地域包括支援センターを中核として、介護保険サービスに加えて、医療、福祉など様々な関係者が常に連携し、常に的確な対応を取ることができるよう、関係者の資質の向上や相互連携の強化の推進に努め、総合的なサービス提供体制を構築するとともに、地域包括ケアの推進に向けた関係機関との連携の強化を図ることとし、本計画の推進を図ります。

(2) 高齢者保健福祉ニーズへの総合的な対応

●総合福祉センター「あいぱーく光」では、保健・医療・福祉にわたる多様なサービス・相談等を、高齢者支援課・健康増進課・福祉総務課・子ども家庭課及び光市社会福祉協議会との連携により展開するとともに、各地域の関係機関と連携をとりながら、総合的な相談・指導に努めています。

●今後も、個々の高齢者の状態に応じたサービスのコーディネートや、多様かつ高度化するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、高齢者が安心して生活できるよう、生活全般において総合的に支援するため、各種関係機関との連携の強化を図り、本計画を推進します。

3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・検証体制

●計画の点検と検証にあたっては、外部からのチェック体制として「光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会」や「光市地域包括支援センター運営協議会」、「光市地域密着型サービス運営委員会」において、介護サービスの利用状況や地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画との比較・検証を行い、計画の進捗評価を行います。

(2) 計画の分析と公表

●計画の推進について、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、地域の特性の把握や介護給付実績などの分析をとおして、地域のニーズや課題解決に努めます。

●また、市民参加と開かれた市政を推進する観点から、計画の概要や進捗状況について、市民への情報提供を行い、制度等への市民理解の向上と高齢者を支援する活動への市民参加を促進するとともに、市民ニーズに基づく計画の推進に努めます。

参考資料

- 1 介護保険サービスの解説
- 2 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況等
- 3 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱
- 4 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿

1 介護保険サービスの解説

(1) 居宅（介護予防）サービス

訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。
訪問入浴介護	家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護等の利用も難しい要介護者等に対し、家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をするサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーション等の看護師が家庭を訪問し、医師の指示に基づき、症状の観察、清拭、床ずれなどの処置を提供するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、主治医の指示に基づく計画的な医学的管理の下でリハビリテーションを行うサービスで、医療機関や介護老人保健施設がサービスの提供を行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等のために、医師や歯科医師、薬剤師等によって、自宅が必要とされる療養上の管理・指導を定期的に行うサービスです。
通所介護	在宅の高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供し、高齢者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持・向上を図るとともに、レスパイトサービスの一環として、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
通所リハビリテーション	運動障害等により機能訓練などが必要な高齢者を対象に、老人保健施設や医療機関などで健康チェックや機能訓練、レクリエーション、栄養指導など、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けることを目的としたサービスです。
短期入所生活介護	在宅の要介護者等の家族等が病気や冠婚葬祭、介護疲れ等の理由で介護が一時的に困難になった場合などに、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事や入浴などの介護を行うサービスです。
短期入所療養介護	医療的ケアが必要な要介護者等が介護老人保健施設や医療機関に短期間入所し、その施設において、医学的管理の下で機能訓練や日常生活の介護、看護を行うサービスです。
福祉用具貸与	要介護者等が自宅で自立した生活を送るため、その状態像に応じて、歩行器や歩行補助杖、車椅子、特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。
特定福祉用具購入費	在宅の要介護者等が、入浴や排泄に用いるなど、貸与になじまない福祉用具で、基準で定められた特定の福祉用具の購入（腰掛便座や入浴補助用具など）に対するサービスで、支給限度基準額（年間 10 万円）の範囲内で給付されるものです。

住宅改修費	要介護者等の自宅で床に段差があり移動が困難になったり、手すりが必要になったりした時などに住宅改修を行い、自宅での自立した生活を維持できるようにするためのサービスで、必要な工事費用に対して支給限度基準額（20 万円）の範囲内で給付されるものです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームが、入居者である要介護者等に対して、特定施設サービス計画に基づく入浴・排泄・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
居宅介護支援	心身の状況や環境に応じて、居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者との調整などを行うもので、介護保険制度における居宅サービスを利用する上で、最も重要な役割を果たすものです。

(2) 地域密着型（介護予防）サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	在宅の要介護者等の日常生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などを提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期巡回の訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じ調整・対応するオペレーションサービスを組み合わせて提供するサービスです。
認知症対応型通所介護	在宅の認知症高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供するものです。
小規模多機能型居宅介護	要介護者等が住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービスです。
認知症対応型共同生活介護	比較的安定状態にある認知症の要介護者等に対して、共同生活の中で入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、特に定員 29 名以下の介護専用型特定施設のことで、特定施設サービス計画に基づく入浴・排泄・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設として、身体上の著しい障害又は認知症などにより常時の介護を要する原則要介護 3～5 の要介護者で、在宅で介護を受けることが困難な人が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護等への支援を行うサービスです。
地域密着型通所介護	従来の通所介護事業所のうち、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所が平成 28 年度より地域密着型サービスに移行しています。

(3) 施設サービス

介護老人福祉施設	身体上の著しい障害又は認知症などにより常時の介護を要する原則要介護 3～5 の要介護者で、在宅で介護を受けることが困難なため入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行うサービスです。
介護老人保健施設	症状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療を行うとともに、日常生活の世話をを行い、家庭への復帰を目的として行うサービスです。
介護医療院	平成 29 年 6 月公布の介護保険法・医療法改正により、新たに位置付けられた介護保険施設で、慢性期医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。
介護療養型医療施設	病院・診療所の療養病床等の介護保険適用部分に入院し、症状が安定期にある長期療養の要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うサービスです。平成 35 年度末で廃止となる予定です。

2 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況等

(1) 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

ア 第1回

(ア) 開催日 平成 29 年 9 月 21 日

(イ) 内 容 光市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画について
高齢者を取り巻く現状と課題

イ 第2回

(ア) 開催日 平成 29 年 11 月 9 日

(イ) 内 容 光市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の基本方針
について
国の動向と本市での取組み

ウ 第3回

(ア) 開催日 平成 29 年 12 月 21 日

(イ) 内 容 光市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）
中間報告について

エ 第4回

(ア) 開催日 平成 30 年 3 月 15 日

(イ) 内 容 光市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）
について

(2) 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

ア 光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(ア) 調査対象 65 歳以上の市民から要介護者を除き無作為抽出 2,000 名

(イ) 調査方法 郵送によるアンケートの配布・回収

(ウ) 調査期間 平成 29 年 2 月

(エ) 回 答 者 1,574 名（有効回答率 78.7%）

イ 在宅介護実態調査

(ア) 調査対象 認定調査（更新）を受ける在宅生活の方 501 名

(イ) 調査方法 認定調査時の聞き取り調査

(ウ) 調査期間 平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月

(3) パブリックコメント

ア 案 件 名 光市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）に
対する意見

イ 募集期間 平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 1 月 19 日

ウ 提出件数 0 件

3 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画並びに老人保健施策に係る計画の策定及び推進について、広く市民の意見を反映するため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表者、サービス利用関係者及びその他関係団体関係者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は以下（「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて、関係職員に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成21年告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第45号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

4 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	竹 中 博 昭	光市医師会会長
	南 典 文	光市歯科医師会会長
	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
保健・医療・福祉団体等関係者	小 西 俊 弘	光市社会福祉協議会事務局長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	芳 本 雅 章	やまと苑施設長
	小 田 達 郎	ナイスケアまほろば施設長
	高 島 晴 紀	光市介護支援専門員協会会長
	鶴 岡 妙 子	光市介護相談員
	天 野 加代子	光市食生活改善推進協議会会長
	本 山 京 子	訪問看護ステーションひかり管理者
介護保険被保険者の代表者	磯 浜 清 子	公募（第1号被保険者）
	神 足 真奈美	公募（第2号被保険者）
その他団体関係者	中 川 敬 造	光市老人クラブ連合会会長
	山 下 悦 子	光市認知症を支える会代表
	唐 島 操	光市シルバー人材センター常務理事
	長 岡 義 雄	光商工会議所事務局長
	上 原 健 一	浅江地区コミュニティ協議会福祉部長
	山 本 俊 男	島田小学校区社会福祉協議会会長